

キャプティブと外国子会社合算税制

—保護セル保険会社を中心に—

瀧 翔太

2020 年度 修士論文 要旨

キャプティブと外国子会社合算税制～保護セル保険会社を中心に～

氏名 瀧 翔太

我が国では企業が抱えるリスクの多様化・複雑化に伴い、リスクファイナンス手法として海外に保険子会社を設立する事例が見受けられる。こうした保険会社は一般的にキャプティブと呼ばれ、親会社のリスクを専門的に引き受けることを特徴としている。その中で近年注目されているキャプティブの一類型としてレンタ・キャプティブが存在する。レンタ・キャプティブは設立済みのキャプティブの機能の一部をレンタルすることで、キャプティブ設立時とほぼ同様の効果を企業が享受できる仕組みのものである。現在では保護セル保険会社の内部のセルを通じて利用されるのが主流であり、一般的にセル・キャプティブと呼ばれる。

一方で、こうしたキャプティブは主にタックスヘイブンに設立され、租税回避行為に利用される可能性があり、我が国の課税ベースを侵食するという問題が生じる。そのため、我が国には、外国子会社等を利用した租税回避の抑制のため、一定の要件に該当する外国子会社等の所得に相当する金額について、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税するという外国子会社合算税制がある。平成 31 年度税制改正において、保険リスクの移転や分散といった重要な機能を果たしていると考えにくい外国関係会社の事実上のキャッシュ・ボックスへの追加といった改正がなされ、キャプティブを活用した利益移転に対応するための措置が行われている。

しかしながら、セル・キャプティブを利用する場合においては、現行の外国子会社合算税制には依然として問題が残存している。ここで、我が国の内国法人がセル・キャプティブを利用した場合に合算課税の対象となるか否かが問題となるが、我が国にはセルに関する特別な税制上の措置を設けておらず、セル・キャプティブが利益移転に利用される可能性がある。

そこで本稿ではセル・キャプティブにおける外国子会社合算税制の取り扱いについて、キャプティブに関する議論が行われているオーストラリア、米国、英国、南アフリカの対応を踏まえた上で、我が国における望ましい課税のあり方を考察することを目的とした。

第 1 章では、セル・キャプティブを考察するにあたり、諸外国の PCC 法を参考に PCC の構造と保護セルの法的性質を検討し、セル・キャプティブの仕組みについて整理した。保護セルの法的性質は法人内部に法的に設けられた、法人格のない倒産隔離財産であり、PCC のような会社形態は日本の法制上ない。また、セル・キャプティブにおいては我が国の外国子会社合算税制を回避できることが指摘されている。

第 2 章では我が国の外国子会社合算税制の趣旨と改正の変遷、概要を整理した。我が国の外国子会社合算税制は近年、キャプティブに対する税制改正が行われており、規制を強化している。特に特定外国関係会社の判定においてはリスクの移転と分散に欠けているものについては租税回避のリスクが高いものとされ会社単位の合算課税となる可能性が高い。し

かしながら、セル・キャプティブについては保険の本質的要素であるリスクの移転と分散がないにも関わらず、我が国の外国子会社合算税制における外国関係会社の判定を回避できる可能性があり、利益移転に利用される可能性があるという問題点を指摘した。

第3章ではオーストラリア、米国、英国、南アフリカのセルに関する議論と対応について検討した。オーストラリアでは、海外で設立される PCC の保護セルが CFC に該当するか否かについての指針が示された。結果として、保護セルが Company に該当しないため、CFC 税制上の CFC に該当しないという結論を導いた。米国では、セル・キャプティブにおける支払保険料の損金生をきっかけに、セルを連邦税法上別個の事業体として取り扱うのか否かが不明確であったため、2008 年から 2010 年にかけて、セルを PCC とは別個の事業体として取り扱うことを IRS が提案している。英国では、セル・キャプティブが CFC 税制上、CFC の判定における支配の判定を回避できたことから、英国の CFC 税制上各セルがあたかも非居住外国法人のように適用される規定を設けた。南アフリカも英国と同様の対応がなされている。本稿ではオーストラリアのようなアプローチを「文理解釈的アプローチ」、米国のようなアプローチを「包括的アプローチ」、英国・南アフリカのようなアプローチを「個別的アプローチ」と位置付けた。

第4章では諸外国の議論を踏まえた上で、諸外国のどのアプローチが望ましいのかを検討した。結果として CFC 税制の制度設計の親和性の観点から我が国にふさわしいアプローチは、英国の個別的アプローチであると考え、外国子会社合算税制上、セルを外国関係会社の判定に含めるべきだと提言した。

目次

はじめに	1
第1章 キャプティブとその形態	2
1-1 我が国の保険を取り巻く現状	2
1-2 キャプティブの種類	4
1-3 PCCの構造とセル・キャプティブ	8
1-4 キャプティブと課税をめぐる議論	13
1-5 小括	14
第2章 我が国の外国子会社合算税制におけるキャプティブの取り扱い	15
2-1 我が国の外国子会社合算税制の概要	15
2-2 保護セル保険会社の外国子会社合算税制上の問題点	19
2-3 先行研究の限界と問題の所在	21
2-4 小括	22
第3章 諸外国の議論と対応	22
3-1 オーストラリアの議論	22
3-2 米国の議論	24
3-3 英国と南アフリカの議論	29
3-4 小括	35
第4章 我が国への提言	36
4-1 諸外国のアプローチの評価	37
4-2 我が国にとってふさわしいアプローチ	40
4-3 小括	40
おわりに	41
参考文献	43

はじめに

企業が抱えるリスクの多様化・複雑化に伴い、我が国ではリスクファイナンス手法として海外に保険子会社を設立する事例が見受けられる。こうした保険会社は一般的にキャプティブと呼ばれ、親会社のリスクを専門的に引き受けることを特徴としている。また、近年注目されているキャプティブの一類型としてレンタ・キャプティブが存在する。レンタ・キャプティブは設立済みのキャプティブの機能の一部をレンタルすることで、キャプティブ設立時とほぼ同様の効果を企業が享受できる仕組みのものである。現在では保護セル保険会社の内部の保護セルを通じて利用されるのが主流である、保護セルとは法人内部に法的に設けられた倒産隔離機能をもった財産であるとされている。そうした保護セルがキャプティブとして利用されるものを一般的にセル・キャプティブと呼ばれている。

そのようなキャプティブは主にタックスヘイブンに設立され、租税回避行為に利用される可能性があり、我が国の課税ベースを侵食するという問題が生じる。我が国には、外国子会社等を利用した租税回避の抑制のため、一定の要件に該当する外国子会社等の所得に相当する金額について、我が国の親会社の所得とみなして合算し、我が国で課税する制度である外国子会社合算税制が存在する。平成 31 年度税制改正において、我が国の外国子会社合算税制では、保険リスクの移転や分散といった重要な機能を果たしていると考えにくい外国関係会社の事実上のキャッシュ・ボックスへの追加といった改正がなされ、キャプティブを活用した利益移転に対応するための措置が行われている。しかしながら、セル・キャプティブを利用する場合においては、現行の外国子会社合算税制には依然として問題が残存している。

ここで、我が国の内国法人がセル・キャプティブを利用した場合に合算課税の対象となるか否かが問題となるが、我が国にはセルに関する特別な税制上の措置を設けておらず、セル・キャプティブが利益移転に利用される可能性がある。

そこで本稿ではセル・キャプティブにおける外国子会社合算税制の取り扱いについて、キャプティブに関する議論が行われているオーストラリア、米国、英国、南アフリカの対応を踏まえた上で、我が国における望ましい課税のあり方を考察することを目的とする。

第 1 章ではセル・キャプティブの性質を検討する。第 2 章ではセル・キャプティブを利用した場合の外国子会社合算税制の問題点を指摘する。第 3 章ではセルに対する諸外国の対応を考察する。第 4 章ではセル・キャプティブについて、諸外国の対応を踏まえた上で、我が国における望ましい課税のあり方を検討する。

第1章 キャプティブとその形態

1-1 我が国の保険を取り巻く現状

1-1-1 保険における経済的要素

キャプティブを考察していくにあたり、まずは保険の定義について検討する。保険の定義自体は法令上規定もなく、また学問分野においても統一的な定義は存在していない¹。しかしながら、保険という経済システムの本質を構成する経済的性質について、各論者において共通認識が見られる²。保険の本質を構成する要素として「リスク移転」と「リスク分散」の2つがある³。

「リスク移転」は、①「偶然事故のリスクの存在」、②「経済上の不安定の除去・軽減」の2点があり、「リスク分散」は、③「多数の個別経済主体の結合」、④「合理的計算に基づく拠出」、⑤「計画的な共通準備財産の形成」の3点から構成される⁴。①「偶然事故のリスクの存在」は、経済的不利益を被るリスクが出再者から受再者に移転する前に、そもそも出再者が偶然事故のリスクを存在している事である⁵。②「経済上の不安定の除去・軽減」は、偶然事故のリスクが実現した場合、損失の補償として受再者から出再者に対して保険金が支払われることによって、経済的不安が除去・軽減され、出再者は収支の均衡を維持できることを指す⁶。③「多数の個別経済主体の結合」は多数の個別的な出再者が1つの集団を構成している状態であり、そうすることにより大数の法則が正確に適用され、偶然事故にあう者の数や支払うべき保険金の額を予想できる⁷。④「合理的計算に基づく拠出」は異なったリスクを抱える出再者それぞれのリスクの程度に応じて保険料を計算することである⁸。⑤「計画的な共通準備財産の形成」は、②により拠出された保険料により、保険金支払いの財源となる共通財産が事前に形成されている状態である⁹。

以上を整理すると、保険が成立するためにはリスク移転とリスク分散の2つの要素が存在しなければならない。しかし、キャプティブにおいてはしばしば、リスク移転とリスク分散が欠如し、保険としての本質的要素に欠ける場合がある。

1-1-2 リスクファイナンス手法としてのキャプティブ

経済活動において、企業が予期せぬ事故や災害により多額の損害を被る可能性は存在す

¹ 大谷孝一編『保険論』21頁（成文堂、2007年）。

² 上山道生『保険入門【第2版】』13頁（中央経済社、2004年）。

³ 吉澤卓也「保険制度におけるリスク分散」保険学雑誌586号161頁～162頁（2004年）。

⁴ 鈴木辰紀編『新保険論—暮らしと保険—』10頁（成文堂、2003年）。

⁵ 大谷・前掲注1）22頁。

⁶ 上山・前掲注2）14頁。

⁷ 大谷・前掲注1）24頁。

⁸ 上山・前掲注2）16頁。

⁹ 同上。

る。そのようなリスクに対応する手段を、「リスクファイナンス手法」と呼ばれている¹⁰。リスクファイナンスとは、「企業が行う事業活動に必然的に付随するリスクについて、これらが顕在化した際の企業経営へのネガティブインパクトを緩和・抑止する財務的手法」のことであり¹¹、例えば、事故や災害のリスクに対する伝統的なリスクファイナンス手法として損害保険が挙げられる¹²。

近年、企業を取り巻く経営環境は日々変化しており、企業が抱えるリスクが多様化・複雑化している¹³¹⁴。それにより国内の保険会社がカバーできるリスクの範囲が狭まりつつあるため¹⁵、企業において伝統的な損害保険に代わる新たなリスクファイナンス手法が活用されている。その一つとして企業グループ内に設立したキャプティブと呼ばれる保険子会社を活用した手法がある。

キャプティブとは、企業が当該企業自身のリスクを主として引き受けさせるために所有し管理する保険会社のことである¹⁶。キャプティブを設立する理由は「保険上の理由」「財務上の理由」「戦略上の理由」の3つがある¹⁷。保険上の理由とは、保険会社が「保険を引き受けてくれない」という「入手可能性(availability)」と、保険が「高すぎて買えない」という「購入可能性(affordable)」の問題から生じるものである¹⁸。つまり、キャプティブを設立することにより企業は多様化・複雑化したリスク管理が可能になる。「財務上の理由」とは、保険の利益を親会社に還流させることと、保険料を子会社に留保することでキャッシュフローを改善させるなどのことである¹⁹。これにより、一種の自家保険によるコストの低減及び利益の内部化が図れる点がある²⁰。「戦略上の理由」とはリスクマネジメントの観点から

¹⁰ リスクファイナンス研究会「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンス普及に向けて～」6頁（経済産業省、2006年）。

¹¹ リスクファイナンス研究会・前掲注10）6頁。

¹² 牛越博文「損害保険の活用と企業のリスクマネジメント」税務弘報50巻7号78頁（2002年）。

¹³ 2017年度の調査によると、企業が懸念している主なリスクとして、①風評被害・ブランド毀損、②景気後退・回復の遅れ、③競争の激化、④サイバー犯罪等、⑥イノベーション等の失敗、⑦優秀な人材の流出等、⑧事業中断、⑨ポリティカルリスク等、⑩第三者への賠償責任。が挙げられる。柳澤宣明「キャプティブ 保険会社の成立要因」立教ビジネスデザイン研究16号75頁（2019年）。

¹⁴ 長谷川洋「企業リスク転化の新たな手法」税務弘報50巻7号108頁（2002年）。

¹⁵ 同上。

¹⁶ キャプティブの定義としては狭義説と広義説があるが、本稿では広義説の立場をとる。狭義説「保険会社以外の親組織（含グループ）のリスクをファイナンスするためにするために当該親組織（含グループ）に所有され管理されている保険会社」。広義説「「特定の親会社等（グループ会社を含む）のリスクを専門的に引き受けるために当該親会社等に所有され、管理される保険会社」。リスクファイナンス研究会・前掲注10）67頁。森宮康『キャプティブ研究』20頁（損害保険事業研究所、1997年）。吉澤卓也『企業のリスクファイナンスと保険』71頁（千倉書房、2001年）。

¹⁷ 杉野文俊『保険とリスクマネジメントトータルに理解する一』17頁（白桃書房、2014年）。

¹⁸ 同上。

¹⁹ 同上。

²⁰ 渡辺裕泰『ファイナンス課税【第2版】』232～233頁（有斐閣、2012年）。

のものであり、保険会社に任せるのではなく自らリスクをコントロールするという目的のものである²¹。これにより、自社リスクをキャプティブというグループ企業に保有させることによって、企業は自ら積極的にリスクマネジメントに真剣に取り組むようになり、企業内にリスクマネジメント意識を醸成できるようになる²²。また、我が国の企業が保有するキャプティブ保険会社は100社前後であるといわれており²³、その活用状況に関しては今後も増加する可能性がある²⁴とされている。

次節ではキャプティブを類型化し、その性質を検討する。

1-2 キャプティブの種類

キャプティブは所有関係に応じて分類することができ、以下では主なキャプティブを三種類検討する。

1-2-1 ピュア・キャプティブ

図1はピュア・キャプティブ関係図である。ピュア・キャプティブは一つの親会社等²⁵によって所有されるキャプティブである²⁶。我が国の場合、企業が国内にキャプティブを設立した事例はなく、海外のキャプティブしか作っていない²⁷。また、我が国の保険業法第186条は、企業が国内のリスクについて海外の保険会社と直接に保険契約を結ぶことを禁止（海外直接付保規制）しているため、親会社の保険リスクを元受保険会社（フロンティング会社²⁸）が引き受け、そのリスクを再保険の形でキャプティブが引き受けるのが通常である²⁹。

このタイプのキャプティブは基本的には親会社のリスクを引き受けるが、保険の経済的要素であるリスク移転とリスク分散がなかったり少なかったりするケースがあるとされている³⁰。また、ピュア・キャプティブを設立するのは、設立コスト等の問題から大企業に多い³¹。

²¹ 杉野・前掲注17) 17頁。

²² 渡辺・前掲注20) 232～233頁。

²³ 柳澤・前掲注13) 76頁。

²⁴ 前田祐治「キャプティブ市場の現状と将来」保険学雑誌 651号 279～280頁（2021年）。

²⁵ 本節では保険会社を含まないケースを想定している。

²⁶ リスクファイナンス研究会・前掲注10) 68頁。吉澤・前掲注16) 71頁。

²⁷ その理由としては、国内にキャプティブを設立したとしてもそこから再保険に出再するのは困難と言われている。渡辺・前掲注20) 234～233頁。

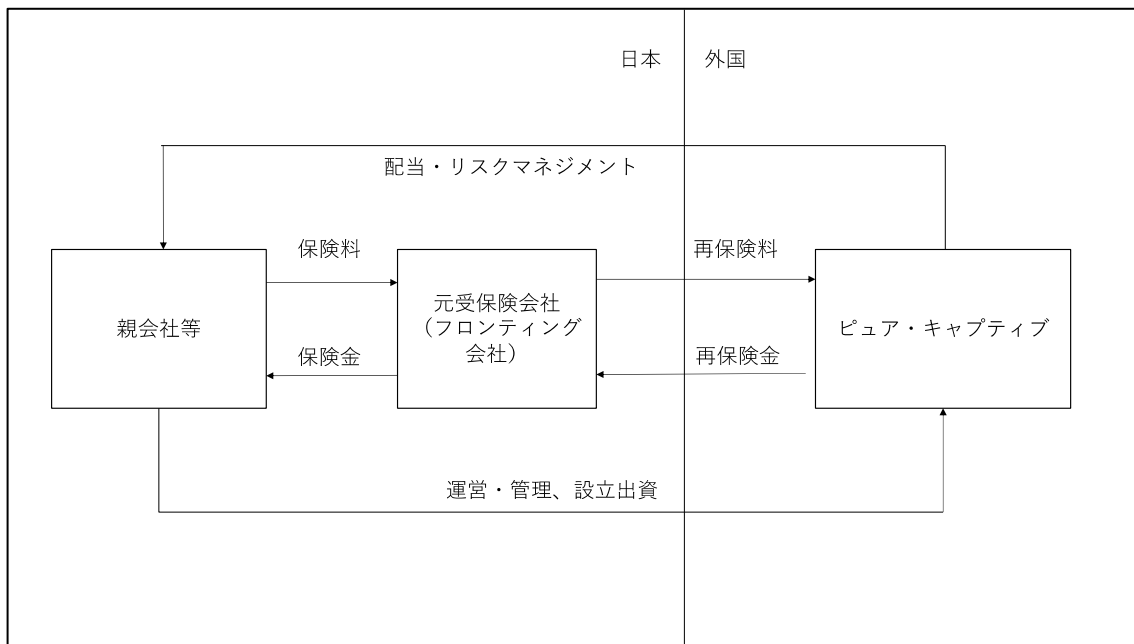
²⁸ フロンティング会社とは主に企業所在地国における海外直接付保規制を回避する目的で、出再を前提に保険を引き受ける保険会社のことである。吉澤・前掲注16) 20～21頁。

²⁹ 下和田功編『はじめて学ぶリスクと保険【第4版】』201～202頁（有斐閣、2014年）。

³⁰ 吉澤・前掲注16) 71～72頁。

³¹ 池内光久「日本のキャプティブプログラム—何故かくも少数なのか：Captive Programs of the Japanese Corporate Insurance Buyers— Why only few of them?」大阪女学院大学紀要 5号 14～15頁（2008年）。

図1 ピュア・キャプティブ関係図



(出所：リスクファイナンス研究会「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンス普及に向けて～」68頁（経済産業省、2006年）を参考に筆者作成。)

1-2-2 グループ・キャプティブ

図2はグループ・キャプティブ関係図である。グループ・キャプティブは同業者組合や同一業界のメンバー（図の法人A・B・Cであり、それぞれ非関連法人である。）に所有し管理されたキャプティブである³²。個々人ないしは個々の企業等では単独でキャプティブ保険会社を設立するほどの規模はないので、同業・同種の者が集合してキャプティブ保険会社を設立するものである³³。

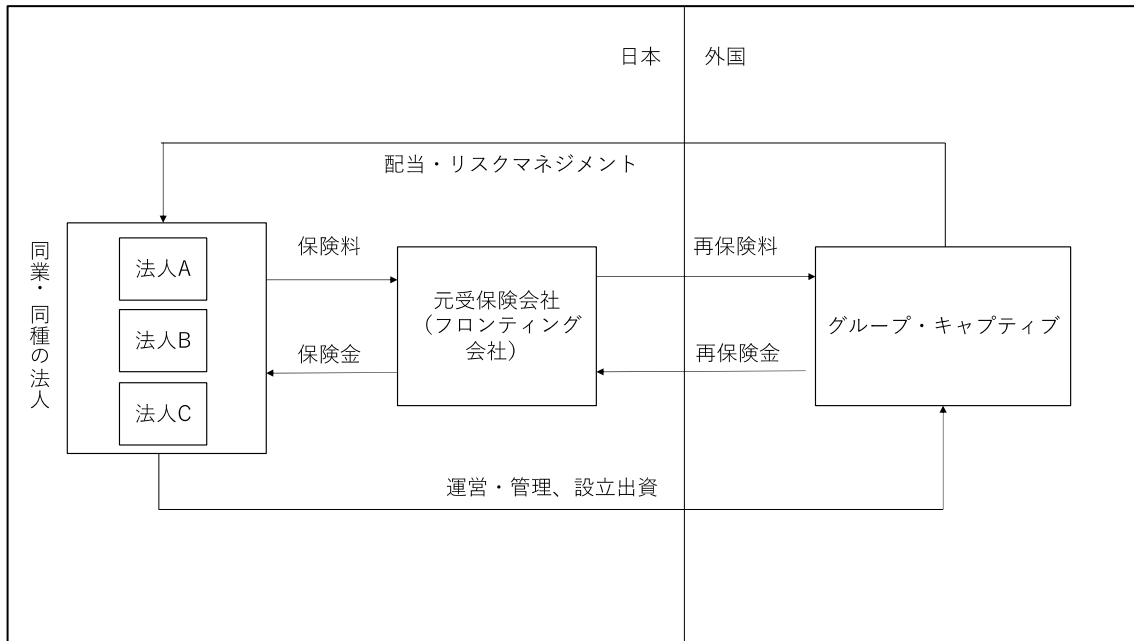
このタイプのキャプティブは保険の経済的要素であるリスク移転とリスク分散が行われているとされている³⁴。

³² リスクファイナンス研究会・前掲注10) 6頁。

³³ 吉澤・前掲注16) 72頁。

³⁴ 同上。

図2 グループ・キャプティブ関係図



(出所：可見滋『金融と保険の融合—究極のリスクマネジメント』71 頁（金融財政事情研究会、2013 年）を参考に筆者が作成。)

1-2-3 レンタ・キャプティブ

レンタ・キャプティブは、企業が自ら出資してキャプティブ保険会社を設立する代わりに、設立済みのキャプティブの一部を賃借してキャプティブ機能を得るものであ³⁵。このタイプのキャプティブはオーナー（保険会社、保険ブローカー等）がキャプティブ機能（キャプティブの資本金、サープラス、保険免許）³⁶を複数の企業にレンタルすることを目的に設立、運営される³⁷。

レンタ・キャプティブのメリットは①自社でキャプティブを設立するのに比べコストと時間を低減できる、②レンタ・キャプティブ運営者による専門的なリスクファイナンスサービスを受けることができる（利用者に高度な専門知識が必要とされない）、③レンタ・キャプティブへの参加・脱退が簡単にかつ短時間でできるなどが挙げられる³⁸。

レンタ・キャプティブのオーナーは、基本的にはリスクを負担せず、ファンドの維持・管

³⁵ リスクファイナンス研究会・前掲注 10) 68 頁。

³⁶ 岡崎康雄「バミューダ市場の進展と米国市場の対応」安田総研クォーターリー36号4頁（2001年）。

³⁷ 吉澤・前掲注 16) 73 頁。

³⁸ 日吉淳「日本企業におけるリスクヘッジ戦略の新たな展開—レンタキャプティブの活用および資本市場における非常時の資金調達」Japan research review 8巻7号90頁（1998年）。

理のみを行う³⁹。また参加企業が支払った保険料と運用益の法的な所有権はレンタ・キャプティブに帰属するため、利用する企業のバランスシート上には載らない⁴⁰。

このようなタイプのキャプティブは、参加企業の（キャプティブに対する）出資比率が小さくなるため、リスクの移転が客観的に容認されやすいとされているが⁴¹、参加企業は自分自身の損害についてのみ保険料を支払うことになり、リスクの移転が欠け、この方式は単に保険取引を非関連の第三者の保険会社と行うかのように偽装したものであるという見解がある⁴²。また、レンタ・キャプティブは、キャプティブが多く存在する国や地域で事業を展開していることが多い⁴³。

レンタ・キャプティブはさらに従来型のレンタ・キャプティブと保護セル保険会社⁴⁴（Protected Cell Company;以下では「PCC」と呼ぶ）を利用したレンタ・キャプティブ（以下では「セル・キャプティブ」と呼ぶ）の2種類に分けることができるが、まずは従来型のレンタ・キャプティブについて検討する。

図3は従来型のレンタ・キャプティブの基本的な仕組みである。法人Aは保険契約の締結によって、リスクをフロンティング保険会社に移転した上で、フロンティング保険会社が再保険契約によってリスクをレンタ・キャプティブに移転する。この場合、法人Aには従来型のレンタ・キャプティブ内の勘定Dが与えられ、保険収支は他の勘定とは別個に算定され、保険利益が出た場合は法人Aに優先配当として還元され⁴⁵、もしくは、勘定Dに配当準備金あるいは危険準備金として積み立てられる⁴⁶。また、こうした契約内容は、法人Aがレンタキャプティブの参加時に、参加者、レンタ・キャプティブの間で取り交わされる株主合意書で規定される⁴⁷。

ところで、キャプティブの本来の目的は、企業が自社グループのリスクを一括して管理することにあり、レンタ・キャプティブによって他の企業のリスクと混同するようなことは避けなければならないが、従来型のレンタ・キャプティブでは資産の混同の可能性があった⁴⁸。具体的には、大事故が発生して従来型レンタ・キャプティブ内のあるレンタル部分が保険金支払い不能に陥り、かつ、保証していた参加企業自身も当該事故で倒産する自体に陥れば、

³⁹ 甲斐良隆・加藤進弘『リスクファイナンス入門—事業リスクの移転と金融・保険の融合』121頁（金融財政事情研究会、2004年）。

⁴⁰ 日吉・前掲注38）90頁。

⁴¹ 同上。

⁴² P・A・バウカット『キャプティブ 保険会社：その設立と運営』270頁（保険毎日新聞社、1996年）。

⁴³ 萩谷忠「移転価格税制キャプティブ（再）保険取引に係る移転価格課税の検討」国際税務40巻9号81頁（2020年）。

⁴⁴ 保護セル会社と呼称するのが適当であると思われるが、この会社は保険が主眼であるとされているため、本稿では保護セル保険会社と呼ぶ。吉澤・前掲注16）74頁。

⁴⁵ 吉澤・前掲注16）71頁。

⁴⁶ 日吉・前掲注38）89頁。

⁴⁷ 吉澤・前掲注16）74頁。

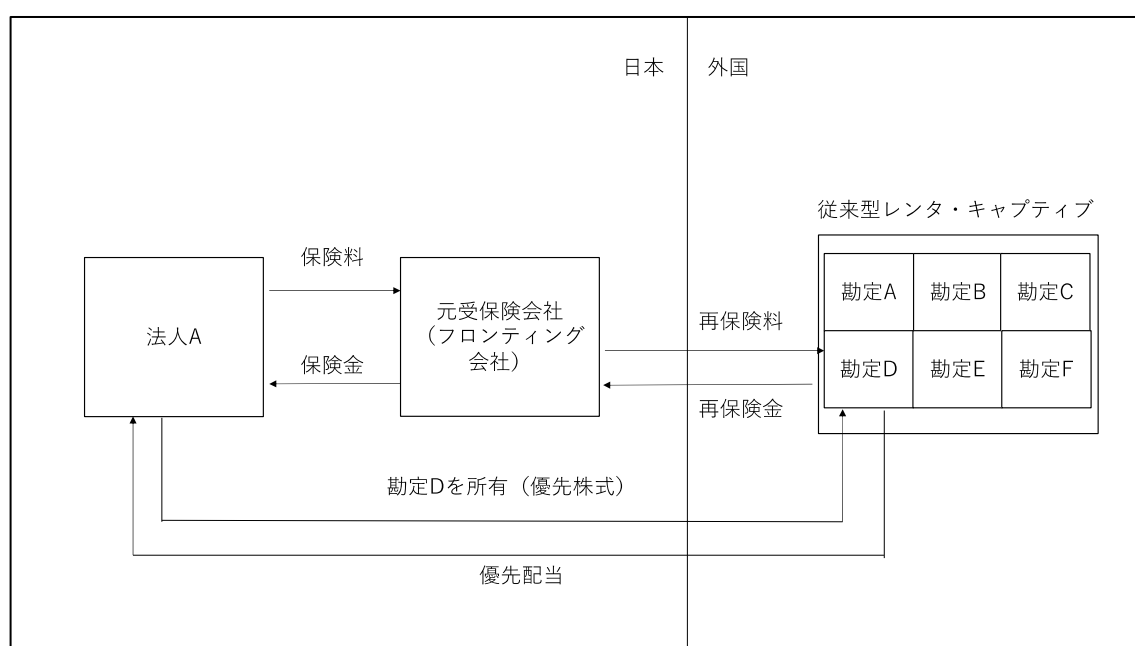
⁴⁸ 可児滋『金融と保険の融合—究極のリスクマネジメント』74頁～75頁（金融財政事情研究会、2013年）。

保証債務の履行もできなくなり、少なくとも法的には、従来型レンタキャプティブの他の参加者の資産も債権者の追及の対象となる可能性がある⁴⁹。結果的に、従来型レンタ・キャプティブは参加者間において保険の本質的要素であるリスクの分散がなされているとされている⁵⁰。

そのような従来型レンタ・キャプティブは、資産の混同というデメリットを抱えていたが、その問題点を解決するために考案されたのがPCCである。

次節ではまずセル・キャプティブにおいて利用されるPCCの構造の検討を行う。そして保護セルの法的性質とセル・キャプティブの仕組みについて整理する。

図3 従来型レンタ・キャプティブの関係図



(出所：芦原亮「関連者間の保険取引に係る課税問題についての一考察：支払保険料の損金性を中心に」第21回租税資料館賞受賞論文集 中巻 34頁(租税資料館、2012年)を参考に筆者が作成。)

1-3 PCCの構造とセル・キャプティブ

1-3-1 PCCの構造

PCCの構造を検討するにあたって、本稿ではガーンジー⁵¹、ケイマン諸島⁵²、バミューダ

⁴⁹ 吉澤・前掲注16) 75頁。

⁵⁰ 同上。

⁵¹ The protected Cell Companies Ordinance,1997. The protected Cell Companies (Amendment) Ordinance,1998. The protected Cell Companies (Amendment) Ordinance,2005. The protected Cell Companies (Amendment) Ordinance,2006. The protected Cell Companies (Amendment) Ordinance,2008.

⁵² The Companies Law 2020Part XIV – Segregated Portfolio Companies.

53、の PCC 法を参考に⁵⁴。ガーンジーは初めて PCC 法を法制化した国であり PCC の設立地として有名⁵⁵である。キャプティブ設立の経験がない企業や高額なコストをかけたくない企業は、ガーンジーを設立地として選び、PCC でキャプティブを設立することでその利点を享受できる⁵⁶。バミューダは我が国の企業のキャプティブが最も多く存在するドミサイル(キャプティブ設立地)であり⁵⁷、世界のキャプティブドミサイルとして1位である⁵⁸。ケイマン諸島はバミューダに続いて、世界のキャプティブドミサイル2位であり⁵⁹、ガーンジーが PCC 法を立法化した1年後にケイマン諸島において立法化されている。本稿では PCC のドミサイルとして先駆している上記の国々の PCC 法に基づいて PCC の構造を検討する。

まず、PCC は会社法に基づいて設立される単一の法人であり、また既存の会社を PCC 形態に変換することが可能である⁶⁰。PCC の会社資産は保護セルに帰属する会社資産とコアに帰属する会社資産で構成される⁶¹。PCC は特定の保護セルに関する株式(セル株式)を発行でき、特定のセル株式の発行代金は特定のセルに含まれ、セル以外の株式発行代金はコアに含まれる⁶²。また PCC は特定のセル株式に応じて特定の保護セルに関する配当を支払うことができるが、この配当は他の保護セルやコアの利益や損失・資産及び負債を考慮する必要はなく、特定のセルの資産及び負債、または利益のみに応じて支払うことができる⁶³。

保護セルの負債に関しては、まず、特定の保護セルに関する債権者は保護セルの資産には追及できるが、他の保護セルの資産には追及できない⁶⁴。また、特定の保護セルの資産は債権者の追及に対しての要求を満たせない場合、裁判所の要求により当該保護セルのみ、破産管財命令が下される⁶⁵。また PCC 法には PCC 自体は単一の法人ではあるが、保護セルを組

⁵³ Segregated Account Companies Act 2000. Segregated Accounts Companies Amendment Act 2002.

⁵⁴ 本稿では検討対象国の PCC 法をそれぞれ「ガーンジーPCC法」、「ケイマン PCC 法」、「バミューダ PCC 法」と呼ぶ。

⁵⁵ 前田祐治「リスクマネージャーによるキャプティブ ドミサイルの選択」ビジネス&アカウンティングレビュー18号2頁(2016年)。

⁵⁶ 前田祐治『企業のリスクマネジメントとキャプティブの役割』114頁(関西学院大学出版会、2015年)。

⁵⁷ 日本企業が多い理由は、ドミサイルとしてのプロバイダー等のインフラが整備されており、立地もアメリカ合衆国ニューヨーク州より飛行機で2時間であること、日本企業が初めてキャプティブを設立したドミサイルであること、などであると考えられている。柳澤・前掲注13)76頁。

⁵⁸ 柳澤・前掲注13)84頁。

⁵⁹ 柳澤・前掲注13)76頁。

⁶⁰ ガーンジーPCC法第1条、ケイマン PCC 法第213条、バミューダ PCC 法第3条。

⁶¹ ガーンジーPCC法第3条、ケイマン PCC 法第216条、バミューダ PCC 法第17条。

⁶² ガーンジーPCC法第5条、ケイマン PCC 法第217条、バミューダ PCC 法第14条。

⁶³ ガーンジーPCC法第5条、ケイマン PCC 法第217条、バミューダ PCC 法第15条。

⁶⁴ ガーンジーPCC法第10条、ケイマン PCC 法第221条、バミューダ PCC 法第17条。

⁶⁵ ガーンジーPCC法第15条、ケイマン PCC 法第224条、バミューダ PCC 法第19条。

成することは個別の法人を組成したことにはならないと明記されている⁶⁶。

図4はPCCの構造を表したものである、PCCは内部にコアと複数の保護セルを持ち、各保護セルが参加企業の支配する部分となり、あるセルの資産は、他の保護セルの債権者やコアの債権者の追及から保護されることが当該法域で保障されている⁶⁷。PCC法は従来型レンタ・キャプティブのデメリットであった資産の混同を解決するために、セルの資産に追及できる者を特定する規定と、会社債権者がどの範囲までの資産に対して追及できるのかを特定する規定が設けられている⁶⁸。そうすることにより一つのセルの倒産が他のセルの資産に影響を及ぼさないように整備されている⁶⁹。

PCCの保護セルの法的性質について吉澤氏は、法人内部に法的に設けられた独立の事業を行う法人格のない倒産隔離財産であると評価しており⁷⁰、このような会社を設ける法制度は我が国の法令上にはない。

また、PCCの次の発展形態として法人セル会社（Incorporated Cell company:以下ではICCと呼ぶ）がある。ICCは2006年にガーンジーで初めて法制化がなされている⁷¹。法人セル会社の内部で組成されるセルは独立した法人であるが⁷²、ICCの子会社ではないことが明記されている⁷³。ICCは、セル間の壁をさらに高く厚くするために各セルが法人化したものである⁷⁴。従来のPCCのセルには法人格がなく、自らの名で契約することができなかったが、法人セル会社ではそれが可能になり、またセル間の取引も可能になった⁷⁵。PCC法では倒産隔離機能の有効性に関する議論があり、外国裁判所がその倒産隔離性を強制するかどうかなどの疑問もあり、セル間の隔離がそれほど確実なものではなかったため、ICCにまで発展したとされている⁷⁶。

⁶⁶ ガーンジーPCC法第2条、ケイマンPCC法第216条、バミューダPCC法第3条。

⁶⁷ この点については、吉澤卓也『企業のリスクファイナンスと保険』113頁（千倉孝、2001年）吉澤・前掲注16）113頁。

⁶⁸ 吉澤・前掲注16）113頁。

⁶⁹ 前田・前掲注56）114頁。

⁷⁰ 吉澤卓哉「日本の事業会社によるキャプティブ 保険会社の設立・利用を巡る法的論点」保険学雑誌595号50頁（2006年）。

⁷¹ the Incorporated Cell Companies Ordinance, 2006. the Incorporated Cell Companies (Amendment) Ordinance, 2008.（以下ではICC法と呼ぶ。）

⁷² ICC法第9条第1項。

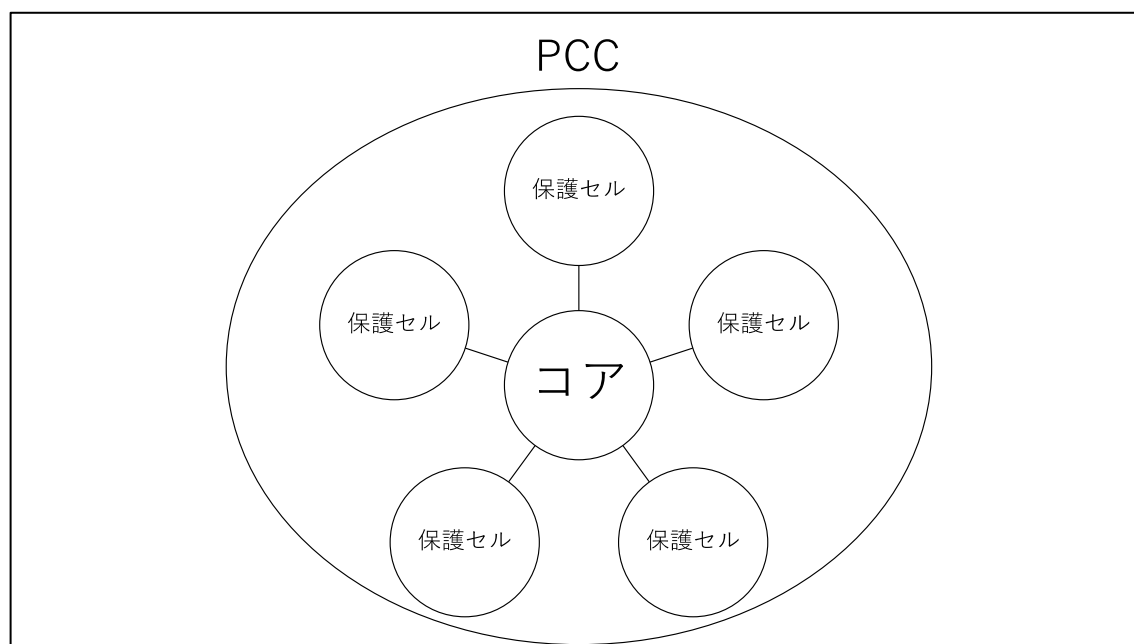
⁷³ ICC法第9条第2項。

⁷⁴ 杉野文俊「キャプティブとソルベンシーIIに関する一考察:—欧州キャプティブの多様性と方向性について—」損害保険研究74巻4号88頁（損害保険事業総合研究所、2013年）。

⁷⁵ Apply, *Guide to cell companies in guernsey*, at 2 (2019).

⁷⁶ 杉野・前掲注74）88頁。

図4 PCCの構造



(出所: 森宮康「リスクファイナンスの動向(再考)―保護セル会社をめぐる最近の動き―」
明治大学社会科学研究所紀要 41 巻 1 号 180 頁 (2002 年) を参考に筆者が作成。)

1-3-2 セル・キャプティブの仕組み

PCC には複数の保護セルが存在するが、セル・キャプティブではそれぞれの保護セルが企業に一つのキャプティブとして貸し出される⁷⁷。セル・キャプティブにおいて実質的に保険取引を行うのは保護セルだが、法的には PCC である⁷⁸。これは保護セル自身に保険契約をする能力がないことから、代わりに PCC が外部との取引を行う⁷⁹。そのため、図 5、図 6 のように同じセル・キャプティブではあるが、法的な取引関係図と、実質的な取引関係図を表すことができる。

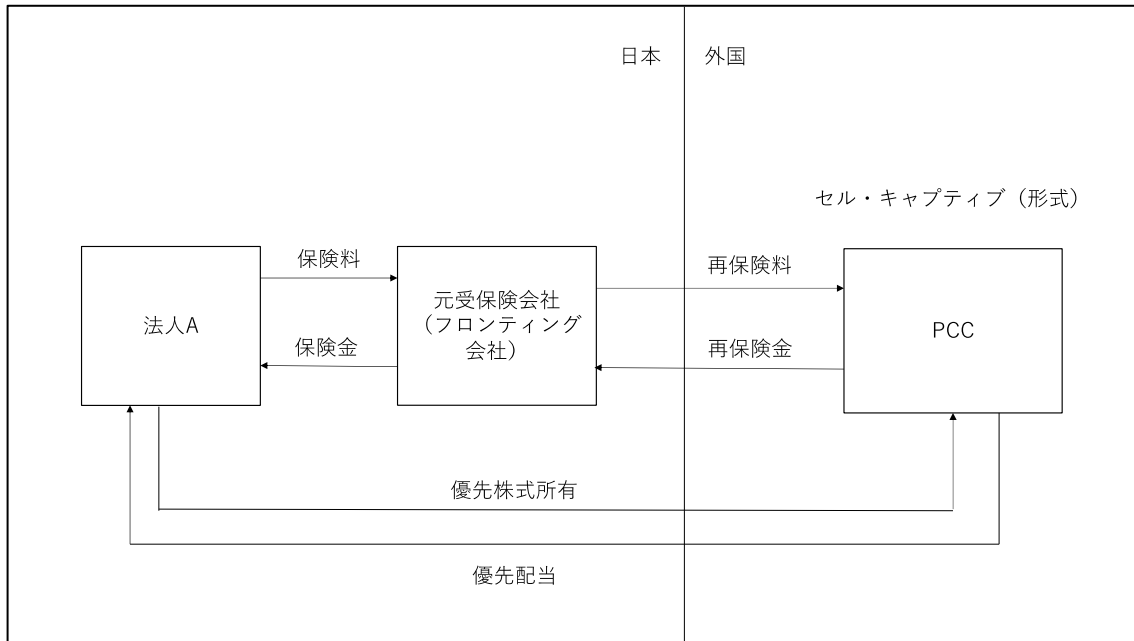
図 5 はセル・キャプティブ関係図(形式)である。内国法人 A は PCC 全体の株式の一部である優先株を所有し、資本関係がほとんどない状態である。法的に内国法人 A は保険契約の締結によって一旦、リスクをフロンティング保険会社に移転した上で、フロンティング保険会社が再保険契約で PCC にリスクを移転する。

⁷⁷前田・前掲注 56) 114 頁。

⁷⁸吉澤・前掲注 16) 113 頁。

⁷⁹ Lee A Sheppard, News Analysis: *Offshore Incorporated Cells for Captive Insurance or Tax Evasion*, The Insurance Tax Review, at 196 (2012).

図5 セル・キャプティブ 関係図（形式）



（出所：リスクファイナンス研究会「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンス普及に向けて～」68頁（経済産業省、2006年）を参考に筆者が一部修正し作成したものである。）

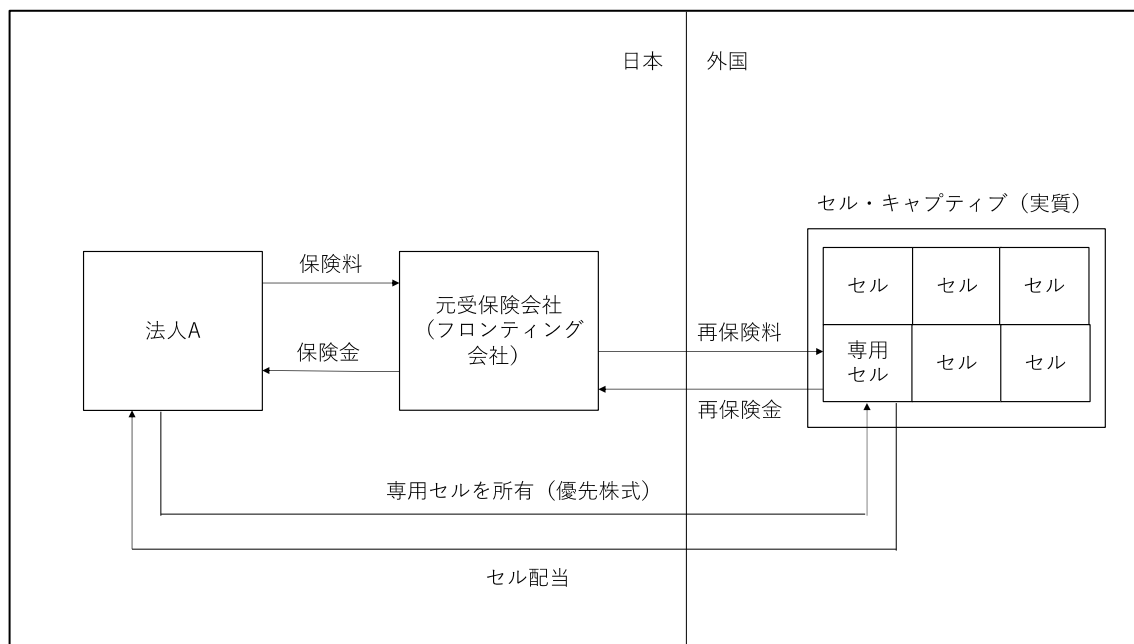
図6はセル・キャプティブ 関係図（実質）である。セルの所有者である法人Aは、保険契約の締結によって一旦、リスクをフロンティング保険会社に移転した上で、フロンティング保険会社が再保険契約でPCCの保護セルにリスクを移転し、保険料をプールする。保険成績が良ければ、議決権なき優先株に対する優先配当等の形態で、元受保険の保険契約者に利益を還元する⁸⁰。また一つのセルが支払い不能になる場合、法人Aは、他のセルの資産に頼ることができないが、セルは法人Aの支配する部分となる。またこのようなキャプティブは個々の保護セルの資産が分離し、保護されているため、リスクの分散がなされていないとされている⁸¹。

従来型レンタ・キャプティブではある勘定の保険収支の悪化により、債権者の追及により他の勘定にまで影響が及ぶ可能性があるが、セル・キャプティブでは法律により特定のセルに関する債権者が他のセル資産に追及できない手当がなされており、一つの保護セルの保険収支の悪化が他のセルに影響が出ない仕組みになっている。

⁸⁰ 吉澤・前掲注16) 115頁。

⁸¹ 吉澤・前掲注16) 76頁。

図6 セル・キャプティブ 関係図（実質）



(出所：リスクファイナンス研究会「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンス普及に向けて～」68頁（経済産業省、2006年）を参考に筆者が一部修正し作成したものである。)

1-4 キャプティブと課税をめぐる議論

我が国の損保会社が設立したキャプティブについて、同島で納める法人税の外国法人税該当性が問題となった東京高裁判決では、キャプティブに対する裁判所の見解が以下に示されている。「…識者の間では、キャプティブ 保険会社は単に親会社の資産を子会社という形に変えただけのものであり、結局は親会社の資産でリスクを処理するということと変わらないから、リスクの移転がないのではないかという疑問が指摘され、また、キャプティブ保険会社の利点として『保険料の損金処理など保険としての利点が享受できる』点が挙げられている一方で、欠点として『キャプティブ保険会社の資金や剰余金（準備金）も脆弱である』点が挙げられていることが認められている」と指摘している⁸²。

また山下氏によると、「歴史的にはキャプティブの主たる動機は節税であるという広く流布している見方があったが、事実はキャプティブはその他の経済的利益のためにも設立されるということである」とした上で、外国子会社合算税制による節税の利益の大幅な制限が行われていない場合には「税の繰り延べによる税の潜脱の可能性はなお存する」と述べられている⁸³。

⁸² 東京高裁判決平成19年10月25日訴月54巻10号2419頁。

⁸³ 山下友信「『キャプティブ に関する序論的考察』『前田庸先生喜寿記念 企業法の変遷』477頁（有斐閣、2009年）。

また、外国再保険子会社との再保険取引に係る保険料の損金算入性を巡るファイナイト再保険事件⁸⁴をきっかけに、関連者間での直接または間接的な再保険取引による海外への利益移転ないしはプーリングの問題が議論されている⁸⁵。つまり、一般に自家保険を行なったとしても、保険料に相当する額の費用化を認められていないが、タックスヘイブンにキャプティブを設立し、これに対して支払った保険料は親会社の課税所得から控除され、なおかつ、支払った保険料はタックスヘイブンに移転され租税を回避しつつ投資収益を生み出すことになる⁸⁶。この問題は多国籍企業による BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)の問題であり、OECD においても BEPS を引き起こす所得の類型としてキャプティブが得る所得を問題視している⁸⁷。近年、我が国でも、保険に関する国際課税上の取り扱いが改正されてきており、外国子会社合算税制においてもキャプティブ を利用した租税回避に対して規制を強化している。

レンタ・キャプティブに関して萩谷氏は、「キャプティブとレンタキャプティブは、資本関係は異なるが、保険取引の内容で異なるところはほとんどない⁸⁸」と言及した上で、「企業がセルを用いて保険取引をした場合、企業は、セルはコントロールできてもレンタキャプティブの運営会社をコントロールできないことから、資本関係や実質支配関係があることが前提の外国子会社合算税制、移転価格税制の対象にならないのではないかと考えられる⁸⁹。」と指摘している。

1-5 小括

本章では、キャプティブを考察するにあたり、保険の本質的要素であるリスクの移転と分散から検討を行った。そして、主なキャプティブを類型化し検討を行った結果、国際的にキャプティブを設立する場合は、PCC の内部にあるセルを所有し、キャプティブとして利用するレンタ・キャプティブが主流であり、我が国においても注目されつつある。PCC とは従来型のレンタ・キャプティブのデメリットを補うために開発されたものであり、その構造は、法人の内部に法人格のない独立の事業を行う倒産隔離機能を持った財産を有するものであり、我が国の法制上存在しないものである。

一方で、キャプティブと課税をめぐる議論においては、国境を越える所得移転・プーリングの問題が指摘されており、近年、我が国の国際課税における外国子会社合算税制の取り

⁸⁴ 東京高裁判決平成 22 年 5 月 27 日判例時報 2115 号 35 頁。

⁸⁵ この点について、辻美枝「国境を跨ぐ保険取引と米国の連邦消費税」木村弘之亮先生古希記念論文集編集委員会編『公法の理論と体系思考』337 頁（信山社、2017 年）。

⁸⁶ 西野万理「企業の国際的租税回避と租税政策—タックス・ヘイブン対策税制と移転価格税制を中心として—」明大商学論叢第 76 巻第 4 号 592 頁（1994 年）

⁸⁷ OECD, *Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action 3 - 2015 Final Report*, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris (2015).

⁸⁸ 萩谷・前掲注 43) 78 頁

⁸⁹ 同上。

扱いも改正されている。キャプティブの利用形態が変わりつつある中で、我が国の外国子会社合算税制が適切に課税できているのか、検討を行う必要がある。次章では我が国の外国子会社合算税制を整理し、問題の所在を明らかにする。

第2章 我が国の外国子会社合算税制におけるキャプティブの取り扱い

2-1 我が国の外国子会社合算税制の概要

2-1-1 制度の趣旨と改正の変遷

昭和53年、内国法人がタックスヘイブンにある子会社を利用して税負担を不当に軽減する事例が見受けられ、そのような国際的な租税回避を防止するために、税負担の公平の見地から導入された制度が外国子会社合算税制（導入当初はタックス・ヘイブン対策税制の呼称）である⁹⁰。外国子会社合算税制の趣旨には租税回避防止以外に、外国子会社が内国法人に配当せずにタックスヘイブンに利益を留保することによる課税繰延の防止を含む解釈が存在するが、平成21年に外国子会社配当益金不算入制度が導入され（法人税法第23条の2）、一定の外国子会社等からの受取配当等は親会社である内国法人の所得に算入されなくなったことから、テリトリアル方式へ移行したとされ⁹¹、課税繰延の効果は薄れたという解釈も存在する⁹²。

よって我が国の外国子会社合算税制は「我が国よりも著しく税負担の低い国、地域に子会社を設立して国際取引を行うことによって、結果的に我が国での課税を免れるような租税回避行為に対処するためのもの」と整理され⁹³、また、我が国の外国子会社合算税制という租税回避とは、海外に設立した子会社等に対する所得の移転を防止するための制度と解するのが適当であると考えられている⁹⁴。

平成22年には一定の資産性所得についての合算課税制度が導入され、これは、資産性所得である金融資産等から生じる所得が我が国の課税権から離脱することを防止する必要があったこと、及び税負担の低い外国子会社において当該所得を伴う取引を行うことにつき積極的な経済合理性を見出すことは困難であることを理由に導入されたものである⁹⁵。これにより我が国の外国子会社合算税制が課税ベースの侵食を標的にする制度へと転換し始め

⁹⁰ 税制調査会「昭和53年度の税制改正に関する答申」6頁（1997年）、『昭和53年改正税法のすべて』157頁（大蔵財務協会、1978年）。

⁹¹ 岡村忠生「外国子会社合算税制の意義と課題」日本租税研究協会第68回租税研究大会記録『税制の構造改革と国際課税への多面的取り組み』109～110頁（2016年）。

⁹² 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法（第4版）』187頁（東京大学出版会、2019年）。

⁹³ 『平成22年版改正税法のすべて』494頁（大蔵財務協会、1995年）。

⁹⁴ 秋元秀仁「国際税務訴訟から導かれる実務の論点・留意点」国際税務33巻9号44頁（税務研究会、2013年）。

⁹⁵ 赤松晃著「外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）」同『国際課税の実務と理論－グローバル・エコノミーと租税法－』357頁（税務協会出版局、2015年）。

たという説が存在する⁹⁶。そして、平成 29 年には「外国子会社の経済実態に即して課税を行うべき」とする BEPS プロジェクトの基本的な考え方を踏まえ、外国関係会社の判定において実質支配基準が導入された。これは外国法人の株式の保有を形式的に分散し制度の適用を回避することへの防止が目的である。行動 3（最終報告書）における「CFC ルールの強化⁹⁷」の内容が反映されたものである⁹⁸。

CFC 税制の構築にあたっては、2つのアプローチが存在するとされている。1つ目のアプローチは、軽課税国に居住する CFC とそれ以外の国に居住する CFC とを組織法的に区別せず、ある一定の取引にかかる所得(tainted income)を CFC が稼得した場合にその未分配所得を内国法人に帰属させるという「インカムアプローチ」である⁹⁹。つまり、CFC が行う特定の定義された取引から生ずる所得の各々の性質に着目して、課税すべき所得を決定し、これを当該 CFC の国内株主に課税するアプローチである¹⁰⁰。

もう一つのアプローチは CFC の取引類型や所得の種類にとらわれることなく、CFC の所得を内国法人に帰属させようとする「エンティティアプローチ」がある¹⁰¹。この場合、CFC について、税負担、稼得所得の性質、事業活動の内容及び当該 CFC の企業実態としての存在の程度、等に関して定められる一定基準に基づく判定を行い tainted な法人であるか否かが決定される¹⁰²。

我が国の外国子会社合算税制は基本的にはエンティティアプローチを採用していると言われているが¹⁰³、受動的所得に関しては、外国子会社合算税制における経済活動基準を全て満たした場合でも合算課税が適用されることとなり、部分的に「インカムアプローチ」を導入している¹⁰⁴。つまり我が国の外国子会社合算税制はエンティティアプローチを採用しつつも一部インカムアプローチを採用するハイブリッド型であるとされている¹⁰⁵。

また保険に関する主な改正については、平成 7 年に保険業にかかる非関連者基準について、非関連者からの保険料収入が過半かどうかを判定する際、保険契約によって担保される保険危険の過半が非関連者の財産に係るものではないと判断基準の改正が行われた。保険業については、親会社と海外の子会社との間に再保険という形で第三者（フ

⁹⁶ 増井、宮崎・前掲注 92) 185 頁。

⁹⁷ OECD, *supra* note 87.

⁹⁸ 『平成 29 年改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2017 年）。

⁹⁹ 村井正『入門国際租税法【改訂版】』339 頁～340 頁（清文社、2020 年）。

¹⁰⁰ 佐藤正勝「タックス・ヘイブン対策税制」日税研論集 33 号 129 頁（公益財団法人日本税務研究センター、1995 年）。

¹⁰¹ 村井・前掲注 99) 340 頁。

¹⁰² 佐藤・前掲注 100) 130 頁。

¹⁰³ 村井・前掲注 99) 341 頁。

¹⁰⁴ 弘中聡浩「タックス・ヘイブン対策税制の現況と将来」中里実他編『現代租税法講義国際課税』294 頁（日本評論社、2017 年）。

¹⁰⁵ 中里実ほか編『租税法概説【第 2 版】』326 頁（有斐閣、2015 年）。

ロンティング会社)を介入させることで非関連者基準を充足することができるため、その対策を講じたものである¹⁰⁶。平成31年には保険におけるリスクの移転と分散という重要な機能を果たしていると考えにくい外国関係会社について、特に租税回避リスクが高いキャッシュ・ボックスであると判断されることになった¹⁰⁷¹⁰⁸。この改正はキャプティブへの課税の強化に係るものであると思われる¹⁰⁹。

2-1-2 制度概要

我が国の外国子会社合算税制は居住者又は内国法人等が直接又は間接に50%を超える持分を有する外国関係会社の持株割合等の10%以上を直接又は間接に有する内国法人ないし居住者を対象として、外国関係会社の所得を我が国の株主の所得とみなして課税を行う制度である(租税特別措置法第66条の6第1項)。

我が国の外国子会社合算税制の適用に当たっては、①外国関係会社の判定、②特定外国関係会社の判定、③経済活動基準、④対象外国関係会社の判定、⑤部分対象外国関係会社の判定、という5つの要素がポイントとなる(図7)。

①の判定はいわゆるCFC(Controlled Foreign Company:被支配外国法人)の判定である。我が国では基本的に、「居住者」、「内国法人」、「特殊関係非居住者」、「居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある外国法人」、が外国法人に対して保有する株式等、議決権¹¹⁰、請求権のいずれかの保有割合が50%を超える場合にその外国法人が外国関係会社に該当する(租税特別措置法第66条の6第1項1号イ)。また資本関係がなくとも、居住者・内国法人がその外国法人の残余財産のおおむね全部について分配を請求することができる関係にある(租税特別措置法第66条の6第2項1号ロ、租税特別措置法施行令第39条の16第1項1号)、または外国法人の財産処分の方針のおおむね全部を決定することができる旨の契約その他の取り決めが存在する関係にある(租税特別措置法第66条の6第2項1号(ロ)、租税特別措置法施行令第39条の16第1項2号。)場合にも実質支配関係があるとして外国関係会社に該当する。

②の特定外国関係会社の判定はペーパーカンパニー、事実上のキャッシュ・ボックス、ブラックリスト国所在の外国関係会社は特定外国関係会社に該当し(租税特別措置法第66条の6第2項2号)、租税負担割合が30%未満なら租税回避リスクが高いため会社単位の合算課税となる。BEPSプロジェクトの最終報告書では、特に豊富な資本を持ちながら、能動的な事業遂行やリスク管理に必要な機能をほとんど果たしていない事業体について「キャ

¹⁰⁶ 『平成7年改正税法のすべて』297～298頁(大蔵財務協会、1995年)。

¹⁰⁷ 『平成31年改正税法のすべて』598頁(大蔵財務協会、2019年)。

¹⁰⁸ 財務省主税局・前掲注107)658頁。

¹⁰⁹ 「米国に組成のキャプティブに合算課税」週刊T&A 787号(新日本法規、2019年)。

¹¹⁰ 剰余金の配当に関する決議に係るものに限る。

ッシュ・ボックス」と呼び、BEPS リスクが高い旨を指摘していた¹¹¹。これは、法人に実体がなくとも、当該資産を保有・運用することで利益を得ることが可能であるという前提に立っている¹¹²。つまりキャッシュ・ボックス に対しては低い機能に見合う利益を獲得するだけの所得を与えるだけで十分であり、その残りの部分の所得は、(キャッシュ・ボックスの所得であってはならないので) すべて、その母国の親会社に合算課税すべきであるという趣旨を述べている¹¹³。

平成 31 年度税制改正には関連者からの保険料収入が保険料の大半を占め、グループ内で抱え込むようなケース、つまり保険におけるリスクの移転と分散という重要な機能を果たしていると考えにくい外国関係会社について、特に租税回避リスクが高いキャッシュ・ボックスであると判断されることになった¹¹⁴¹¹⁵。具体的には外国関係会社の各事業年度の非関連者等収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として計算した割合が 10% 未満であり (租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項 2 号ハ (1))、かつ、各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が 50% 未満である場合、特定外国関係会社となる (租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項 2 号ハ (2))。このようなケースの取引は、結局、仲間内の利益操作に使われやすいことから、キャッシュ・ボックスと扱うべきものとされた¹¹⁶。

③は制度の適用において、現地で活動を行うことに経済的合理性を欠く法人に限定する必要があるため、事業基準、実体基準、管理支配基準、所在地国基準又は非関連者基準といった経済活動基準の判定である (租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項 3 号)。その中で、非関連者基準とは、その取引の活動が所在地国内にとどまらず必然的に国際的範囲に及ぶような特定の業種に適用される。保険業のような業種に所在地国基準を当てはめることはそもそもそれらの業種の性質上適当でないと考えられた結果、関連者との取引の多寡によってその地に所在することの経済合理性の有無を判定する¹¹⁷。

④は経済活動基準のいずれかを満たさず、租税負担割合が 20% 以上でない限り対象外国関係会社として会社単位の合算課税となる。⑤経済活動基準のすべて基準を満たす場合は「部分対象外国関係会社」として租税負担割合が 20% 未満の場合、一定の種類の受動的所得につき合算課税の対象となる (租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項 6 号 (6))。

¹¹¹ OECD, *supra* note 97.

¹¹² 品川克己「外国子会社合算税制の見直し②」T&Amaster 681 号 14～17 頁 (2017 年)

¹¹³ OECD, *supra* note 97.

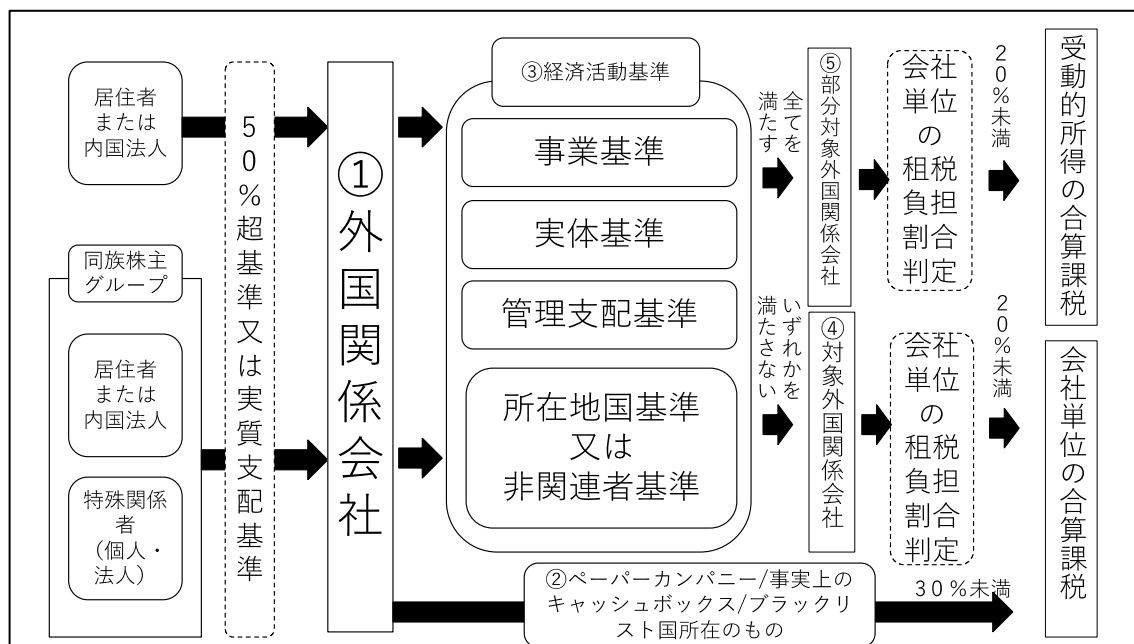
¹¹⁴ 大蔵財務協会・前掲注 107) 598 頁。

¹¹⁵ 大蔵財務協会・前掲注 107) 658 頁。

¹¹⁶ 佐藤正勝「BEPS 最終報告書の勧告の義務履行—2019 年政府税制大綱に寄せて—」会計プロフェッション第 14 号 51～52 頁 (2019 年)。

¹¹⁷ 宮本英利「タックスヘイブン対策税制の導入」産業経理 38 巻 12 号 76 頁 (1978 年)。

図7 我が国の外国子会社合算税制の概要



(出所：財務省「平成31年度税制改正：国際課税」を参考に筆者が一部修正し作成。)

2-2 保護セル保険会社の外国子会社合算税制上の問題点

我が国の外国子会社合算税制は近年、キャプティブに関する規制を強化しているが、セル・キャプティブにおいては未だ問題が残存する。

表1は4種類のキャプティブをリスクの移転と分散の観点から整理した表である。ピュア・キャプティブの場合はリスクの移転と分散が欠如しており¹¹⁸、グループ・キャプティブの場合はリスクの移転と分散がなされている¹¹⁹。従来型レンタ・キャプティブの場合は、参加企業は自分自身の損害についてのみ保険料を支払うこととなりリスクの移転が欠けているが¹²⁰、ある勘定が倒産した場合に他の勘定にリスクが波及する可能性があるためリスクの分散がなされている¹²¹。セル・キャプティブにおいては従来型レンタ・キャプティブ同様、参加企業はリスクの移転が欠けおり、ある保護セルは他の保護セルの倒産から隔離されているため、リスクの分散がなされていないとされている¹²²。

我が国の外国子会社合算税制は平成31年に事実上のキャッシュ・ボックスの改正が行われており、リスクの移転と分散がなされていない外国関係会社については租税回避(利益移転)のリスクが高いために会社単位の合算課税となる(租税特別措置法第66条の6第2項

¹¹⁸ 吉澤・前掲注16) 71~72頁。

¹¹⁹ 吉澤・前掲注16) 72頁。

¹²⁰ 吉澤・前掲注16) 270頁。

¹²¹ 吉澤・前掲注16) 75頁。

¹²² 吉澤・前掲注16) 76頁。

2号)。以上を整理すると特に租税回避のリスクが高いキャプティブと言えるのはピュア・キャプティブとセル・キャプティブであると考える。

表1 リスクの移転と分散表

	リスクの移転	リスクの分散
ピュア・キャプティブ	×	×
グループ・キャプティブ	○	○
従来型レンタ・キャプティブ	×	○
セル・キャプティブ	×	×

(出所：筆者作成)

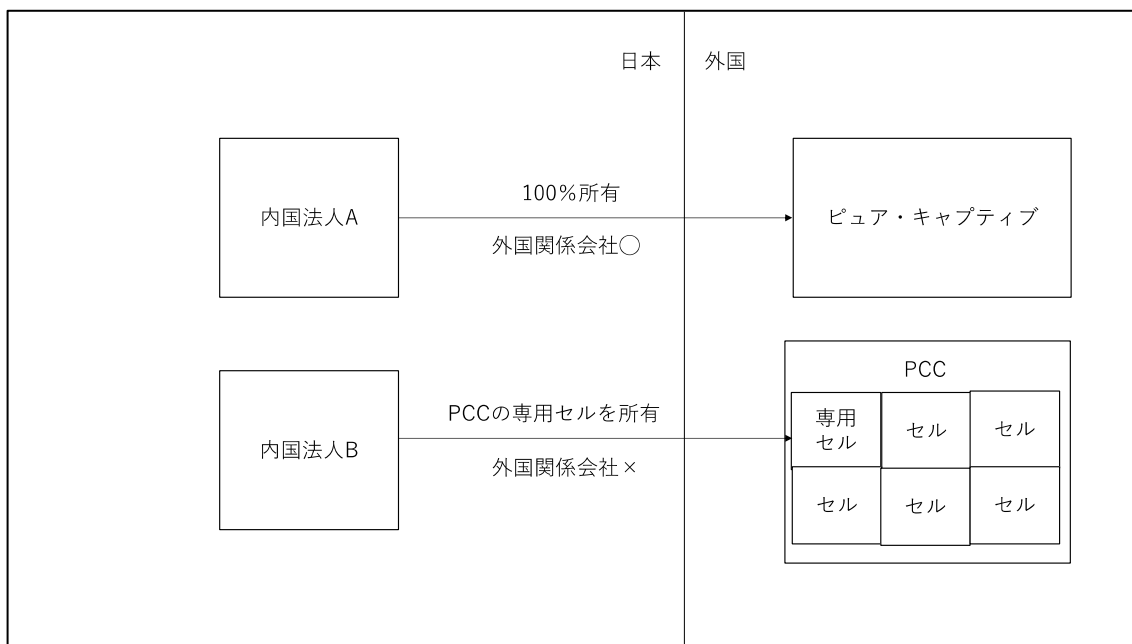
図8は我が国の内国法人Aがピュア・キャプティブを所有している場合と、内国法人Bがセル・キャプティブを所有している場合を比較したものである。我が国の外国子会社合算税制は制度適用の最初のステップとして外国関係会社の判定を行うが、ピュア・キャプティブの場合は基本的に内国法人Aの完全子会社形態であるので外国関係会社に該当する可能性が高いといえる。

一方でセル・キャプティブの場合、内国法人BはあくまでPCCの内部のセルのみを所有し支配している状態でありPCC自体を支配しているわけではない。つまりセル・キャプティブの場合、外国関係会社に該当しない可能性がある。

そもそもキャプティブとは親会社のリスクを専門的に引き受ける保険子会社のことであるが、セル・キャプティブについても同様に参加企業のリスクを専門的に引き受けることが可能であり、その際にはキャプティブ設立・所有した場合と同様の効果を参加企業は享受できる。しかしながら、セル・キャプティブにおいては合算課税の対象とならないことにより利益移転（租税回避）の可能性が残されている。

我が国の外国子会社合算税制はPCCのような法人内部に独立の事業を行う倒産隔離機能をもった法人格のない財産を有する会社形態を想定しておらず、かかる状況を踏まえ検討する必要がある。

図8 問題が生じるケース



(出所：筆者作成)

2-3 先行研究の限界と問題の所在

本節では、先行研究の限界と問題の所在を明らかにする。この点に関して鍋谷氏は、レンタ・キャプティブについて「多額の所得発生にその支配力・影響力を及ぼしていながら、形式上資本関係・持分関係が小さい（ない）ため、合算課税の対象とならないと判断される可能性がある」と言及した上で、行動3（最終報告書）における「CFC ルールの強化¹²³」で勧告された事実上の支配の導入を示唆している¹²⁴。事実上の支配は、他の支配基準のすり抜けを確実に防止するために、通常は租税回避防止ルールとして機能するもの¹²⁵であり、我が国においても行動3（最終報告書）における「CFC ルールの強化¹²⁶」をうけて、平成29年度税制改正において実質支配基準が導入されたが、先述の通り、内国法人がセル・キャプティブを所有している場合は外国関係会社と判定されない。

BEPS 行動計画3パブリックコメントにおいて Grant Thornton International は「実質的にそれぞれのセルは別会社のようなだが、第三者が保護セル会社全体を支配しているため、親会社がいる国の CFC 税制が常に適用できるとは限らない。」と言及したうえで、英国のアプローチを紹介している¹²⁷。

¹²³ OECD, *supra* note 97.

¹²⁴ 鍋谷彰男「外国子会社合算税制の今後の課題」租税研究 800 号 414 頁（2016 年）。

¹²⁵ OECD, *supra* note 97.

¹²⁶ OECD, *supra* note 97.

¹²⁷ OECD, *Comments received on Public Discussion draft: BEPS ACTION3: STRENGTHENING CFC*

仮に外国関係会社の判定をクリアできたとしても、キャッシュ・ボックスの判定は会社単位で行われるので（租税特別措置法 66 の 6 第 2 項 1 号ロ）、セル単位でキャッシュ・ボックスの判定をしなければ適正に合算課税の対象とならない可能性があると考えます。

また、近年登場した ICC のように、法人格のあるセルが登場しているが、法人格があるからといって ICC のような会社形態を我が国では想定しておらず、規定も存在しないので、PCC と同様の問題を抱えているといえる¹²⁸。つまり PCC の問題を解決しないことには ICC の問題も解決できないと考えるため、本稿では PCC を中心に検討する。

2-4 小括

本章では我が国の外国子会社合算税制の趣旨と改正の変遷、概要を整理した。我が国の外国子会社合算税制は近年、キャプティブに対する税制改正が行われており、規制を強化している。そのなかでセル・キャプティブにおいては我が国の外国子会社合算税制において合算課税の対象とならず、利益移転に利用される可能性があり、結果として、ピュア・キャプティブを所有している場合とセル・キャプティブを所有している場合とで課税の公平性が損なわれているという問題が明らかとなった。しかし、我が国の外国子会社合算税制上セルに関する特別な税制上の措置はなく、かかる状況を踏まえ検討する必要がある。次章では諸外国の議論を検討する。

第3章 諸外国の議論と対応

3-1 オーストラリアの議論

3-1-1 オーストラリアの CFC 税制

オーストラリアの CFC 税制は 1990 年に導入されており、租税回避防止の観点から、タックスヘイブン国の居住者が取得した(derived)収益のうち、オーストラリア居住者が本来収受すべき部分をその持分等に応じて帰属させ、オーストラリアで課税を行おうとするものである¹²⁹。

RULES, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project part 1, OECD Publishing, Paris, at 274 (2015).

¹²⁸ *Id.*

¹²⁹ オーストラリアの CFC 税制については、Parliament of Australia, *Explanatory Memorandum, Income Tax Assessment Amendment (Foreign Income) Bill 1990*. Azzi John, *the role of CFC legislation in protecting Australia's domestic income tax base*, University of Sydney Faculty of Law (1997). Jason Chang, *Australia's Controlled Foreign Company Regime*, International Bureau of Fiscal Documentation (2003). Lee Burns, *Rethinking the Design of Australia's CFC Rules in the Global Economy*, International Bureau of Fiscal Documentation (2005). N.C. Sharkey & E. Guglyuvatyy, *The New Russian Controlled Foreign Company Regime: Review and Comparison with the Australian Regime*, 70 *Bulletin for International Taxation* (2016), Journal Articles & Papers IBFD.

トーマツ『オーストラリアの税制と投資』（トーマツ、1996年）、トーマツ『オーストラリアの税制と投資』（トーマツ、2001年）、トーマツ『オーストラリアの税制と投資』（トーマツ、2006年）、トーマツ『オーストラリアの税制と投資』（トーマツ、2009年）、トーマツ『オーストラリアの税制と投資』（トーマツ、2016年）。

オーストラリアの CFC 税制は、Income Tax Assessment Act (以下 ITAA) の Part10 の第 316 条から 468 条に規定されており、制度内容としては基本的に所得の性質に着目し (active income test)、tainted 所得に対し合算課税を行う制度である。Tainted 所得には、配当、利息、賃貸料、ロイヤリティ等の受動的所得 (ITAA1936:317 条) や、関係会社間の売上、オーストラリア居住者へ提供したサービス収入等が含まれる (ITAA1936:317 条)。これらの所得が総売上の 5%以上ある場合には合算課税の対象となる (ITAA1936:432 条 (f))。

CFC の判定基準は Company が①リスト国または非リスト国の居住し、かつ、②3つの支配テストのうちいずれかに該当する場合、CFC となる (ITAA1936:340 条)。ここでいう Company とは、(a)body corporate もしくは(b) unincorporated association、もしくは body of persons であるとしている (ITAA1936:995 条 1 項)¹³⁰。body corporate とは個別の法的存在で人工的な事業体である¹³¹。そして、構成員の変更に関係なく、無期限に存在し、自己を維持する能力を持っており、自然人と同じように自らの名前で行動し、財産を保持し、契約を結び、訴訟当事者能力を有しているものとされている¹³²。①のリスト国とは、オーストラリアと同等の税制を持つ課税国であり、それ以外の国は非リスト国に分類される (ITAA1936:320 条)。②の 3つの支配テストは以下の通りである (ITAA1936:340 条)。(a) 1%以上の持分を保有するオーストラリア居住者 (ITAA1936:317 条) から構成される 5 人以下のグループが、関連者の保有分を含めて、当該 Company の持分 (ITAA1936:317 条) を 50%以上保有している場合、(b) 当該 Company に対する持分が 40%以上である一つのオーストラリア事業体 (ITAA1936:336 条) (支配者) が存在し、かつ、当該 Company は、当該支配者もしくはその関連者ではない又は当該支配者若しくはその関連者を含んでいないグループに支配されていない場合、(c) 外国に居住する Company が、単独または共同で 5 人以下のオーストラリア事業体に支配されている場合、である。

また、オーストラリアの CFC 税制は、Active income test という適用除外基準がある (ITAA1936:432 条)。当該 Company は以下の基準を全て満たすことにより、課税の対象とはならない。(a)当該 company は、会計期間の末日に存在している。(b)当該 Company が存在している会計期間中、特定のリスト国の居住者又は特定の非リスト国の居住者でなければならない、(c)当該 Company が、適切に会計記録し、財務諸表は商業的に認められた会計基準に準拠して、適切に財政状態を報告している、(d)当該 Company は ITAA451 条が規定する実証要求事項¹³³を収集している、(e) 当該 Company は、特定のリスト国の居住者又

マツ、2013 年)、トーマツ『オーストラリアの税制と投資』(トーマツ、2016 年)。

¹³⁰ パートナーシップや非事業体のジョイントベンチャーは含まれない。

¹³¹ Paragraph 30 Miscellaneous Taxation MT 2006/1 .

¹³² *Id.*

¹³³ 法定会計期間に関連して Company が必要とする立証要件であり、適切な会計記録の保持等が挙げられている。ITAA1936 451

は特定の非リスト国の居住者である全ての期間、その国で当該 company の PE を通じて事業活動を行なっている、(f)当該 Company の、Tainted income の割合が 5%未満であること、である。

また、オーストラリアの CFC 税制は、CFC がリスト国・非リスト国に居住するか否かで、合算課税となる所得が異なる。リスト国に居住する CFC に対しては、基本的に合算課税の対象とはならないが、特定軽減課税所得¹³⁴について対象となる (ITAA1936:385 条)。非リスト国については Tainted income の割合が 5%以上の場合、Tainted income が合算課税の対象となる (ITAA1936:384 条)。

3-1-2 セルの議論

2008 年、オーストラリア国税庁 (Australian Taxation Office: 以下 ATO) において保護セルに関する指針 (Interpretative Decision) を公表した¹³⁵。内容はオーストラリア納税者がガーンジーで設立された PCC 保護セルの優先株式を所有している場合、ITAA1936 の第 340 条に規定されている CFC (controlled foreign company) に保護セルが該当するか否かである。

ATO は、まず保護セルが CFC に該当するか否かは、保護セルが Company であるかどうかで判断する必要があるとした。

その上で ATO は、PCC 自体は PCC 法で設立され、会社 (ガーンジー) 法 (1994 年) の規定の下で登記されるものであり、PCC 法第 1 条 (2) により PCC 自体は legal person であり、ITAA1997 の 995-1(1)の Company の定義の段落(a) の body corporate に該当するとした。しかし、PCC の各保護セルは、Company に該当しないと、ITAA1936 の第 340 条の CFC に該当しないとされた。

このようにオーストラリアは規定の文言解釈により PCC の保護セルは CFC に該当しないという結論を導いた。また、現在までオーストラリアのセルに関する議論や立法措置は行われていない。

3-2 米国の議論

3-2-1 事業体の取り扱いと CFC 税制

本節ではまず、米国の独特の制度である事業体分類規則 (Entity Classification Regulation) について概観する¹³⁶。

¹³⁴ あるリスト国の税法上の所得または利得の特徴によって非課税又は軽減課税である所得又は利得、又は一定の条件に該当するキャピタルゲインのことを指す。ITAA1936 317.

¹³⁵ Australian Government Australian Taxation Office Interpretative Decision, *Income Tax A cell in a protected cell company formed in Guernsey and the controlled foreign company measured* (2008).

¹³⁶ この点については、本庄資『アメリカ法人税法講義【初版】』2~27 頁 (税務経理協会、2007 年)、岩崎政明「金融仲介機関の経済的機能と所得課税のあり方—金融仲介機関に対する法人税は撤廃されるべき

内国歳入法典 (the international Revenue Code : 以下 IRC) では、Subtitle A における Chapter A や Chapter K などにおいて個人や法人、パートナーシップなど、様々な事業体の取り扱いを規定している。そういった様々な事業体についての定義や、事業体の区分及び税務上の取り扱いについての包括的ルールを定めたものが事業体分類規則である (Treas. Reg. § 301.7701-1, 2, 3, 4)。事業体分類規則における最も基本的な考え方として、ある組織の連邦税法上の分類は、財務省規則に従って決定され、ある組織が出資者とは別個の事業体 (Separate Entity) として税務上取り扱われるか否かは連邦税法上の問題であり、法律上当該組織がどのように扱われるかには影響されない (Treas. Reg. § 301.7701-1(a)(1))、という考え方がある¹³⁷。

また、ある組織が別個の事業体として扱われた場合、当該事業体は、法人、パートナーシップ、もしくはディスリガード事業体または信託等のいずれかに分類される (Treas. Reg. § 301.7701-2(a))。ここでいう法人 (corporation) は、社団 (association)、株式会社 (joint-stock company) 及び保険会社 (Insurance company) を含むという定義が定められており (Treas. Reg. § 301.7701(a)(3))、具体的には以下のようなものが挙げられている (Treas. Reg. § 301.7701-2(b))。①連邦法、州法、自治法に基づいて組織された事業体であって、当該制定法が当該事業体を会社化 (Incorporated、or Corporation)、法人格のある団体 (body corporate) 又は政治団体 (body politic) と規定しているもの、②チェック・ザ・ボックス規則に基づき社団 (association) とされるもの、③州法に基づき設立された事業体¹³⁸、④保険会社、⑤州法が認可した銀行業を営む事業体、⑥連邦もしくは州政府またはそれらの下級行政機関、又は外国政府等が 100% 保有する事業体、⑦Treas. Reg. § 7701(a)(3) 以外の IRC の規定に基づき法人として課税される事業体、⑧一定の外国法人、⑨複数の国で設立された事業体で、いずれか一つの設立地国での取り扱いを参照した場合に本項に従い法人とされるもの、である。

①～⑧に該当した場合、米国のチェック・ザ・ボックス規則において、課税上の分類の選択はできない (Treas. Reg. § 301.7701-3(a))。また、④における保険会社とは課税年度期間において事業の半分以上が、保険または年金契約の発行もしくは保険会社からのリスクの引き受けである会社 (company)¹³⁹をさす (Treas. Reg. § 816(a) and 831(c))。特筆すべき点

一」租税法研究 30 巻 20～23 頁 (2002 年)、佐藤秀明「新しい組織体と税制」フィナンシャルレビュー 65 巻 102～104 頁 (2002 年)、長谷部啓「外国事業体と国際課税を巡る問題—各国租税法上の法人概念の相違に起因する諸問題を中心として—」税務大学校論叢 59 巻 154～160 頁 (2008 年)、占部祐典「企業課税における法人概念」民商法雑誌 95 巻 2 号。

¹³⁷ 共同事業や単なる契約上のアレンジメントについても、共同で事業、金融活動および起業活動を行いその利益を分割するものである場合には、連邦税法上事業体と分類される可能性がある。他方で、単に共同で支出した費用を分割するだけの活動や単に資産を共有しているだけでは、必ずしも事業体としての取り扱いを受けるわけではない。Treas. Reg. § 301.7701-1(a)(1)301.7701-1(a)(2)(3)

¹³⁸ 連邦税法上認められた事業体のことを指す。

¹³⁹ 会社が会社であるかどうかを決定するのは課税年度中に行われる実際の事業の性質によって判断され

は、連邦所得税では、州法等で法人と扱われずとも、課税年度期間中の事業体の主要な事業活動が保険リスクの引き受けである場合は保険会社に該当し、法人に分類されることである (Treas. Reg. § § 816(a) and 831(c))¹⁴⁰。

3-2-2 米国の CFC 税制

米国の CFC 税制は、内国歳入法典の Subchapter N の第 3 部における Subpart F に規定されている (IRC § 951~§ 965)。その背景として、海外子会社を利用した課税繰延の問題があったことから、1961 年にケネディ大統領が一般教書及び租税教書を議会に対して提出したことを契機とする¹⁴¹。そして、1962 年に、外国法人における課税繰延を防ぐことを目的に導入されたのが CFC 税制である¹⁴²¹⁴³。

米国の CFC 税制は、CFC の議決権を 10%以上有する米国株主に対して、実際に CFC から配当等を受領していなくとも、CFC に係る未分配所得のうち特定の所得について、その持分割合に応じて、CFC から米国株主へあたかも配当されたかのように米国株主の総益金に算入することとする (IRC § 951)¹⁴⁴。また、米国株主の総益金に合算される対象となる CFC とは、議決権または価額の総額の 50%を超える株式を合算課税の対象となる米国株主により、直接または間接に所有されている外国法人を指している (IRC § 957(a))。

3-2-3 セルの議論と CFC 税制との関係

米国では、キャプティブに支払った保険料の損金性について議論が活発に行われてきた。内国歳入庁 (以下 IRS と呼ぶ) は 2008 年 2 月 4 日に「INTERNAL REVENUE BULLETIN: 2008-5」を公表し、その中で、セルに関する内容のものが 2 つ公表された。セルに関するものとして、①レベニュー・ルーリング 2008-8(Rev.Rul.2008-8¹⁴⁵)、② 内国歳入庁通知 2008-19(notice 2008-19)¹⁴⁶があり、それぞれセル・キャプティブの取り扱いについて IRS の見

る。Treas. Reg. § 1.801-3

¹⁴⁰ Rev. Rul. 83-132, 1983-2 C.B. 270

¹⁴¹ Message of the President's Tax Recommendations (April 20, 1961), reprinted in H.R. DOC. NO. 87-140, at 7 (1961).

¹⁴² H. Doc. 140, *Message from the President Relative to Our Federal Tax System*, (1961).

¹⁴³ この点について、一高龍司「米国 Subpart F 税制における外国同族持株会社所得 (FPHCI) の意義—除外項目を中心に—」税大ジャーナル 12 巻 (2009 年)、鍋谷彰男「外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避について」税務大学校論叢 83 号 77~95 頁(2015)、佐藤正勝「国際的租税回避行為等の類型及び対応策—米国のタックス・ヘイブン税制との比較を中心として—」税大論叢第 22 号 349 頁(1992 年)、経済産業省委託調査報告書「平成 27 年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業(対内直接投資促進整備等調査(BEPS を踏まえた我が国の CFC 税制等の在り方に関する調査))」頁(2016 年)。

¹⁴⁴ S. Rep. No. 1881. 87th Cong, 2d Sess, reprinted in 1962-3 C.B. 707, at 786-787 (1962).

¹⁴⁵ 2008-1 C.B. 340

¹⁴⁶ 2008-5 IRB 366

解を示している。

①のルーリングにおいて2つのシチュエーションを挙げた上で、それぞれの取引が「保険」¹⁴⁷を構成しているか否か、支払保険料の損金性が認められるか否かが示されている¹⁴⁸。

シチュエーション1では、米国の内国法人Xが、A国で設立されたPCCのセルXと1年間の保険契約を結んでいる状況を想定している（セルXは内国法人X以外と保険契約を結んでいない）¹⁴⁹。PCCは参加企業によって所有される多数の保護セルを管理し、それぞれの保護セルに独立勘定を提供する¹⁵⁰。しかし、各保護セルは、PCCから独立した法的事業体としては扱われず、各セルの所得・費用・資産・負債・資本は、他のセルと分離して会計上処理される¹⁵¹。IRSは、当該取引を親会社とキャプティブとの保険取引と類似していると示した上で、リスクの移転と分散が欠如していることを理由に、支払保険料の損金を否認している¹⁵²。一方でシチュエーション2では米国の内国法人Yの12の子会社が、PCCのセルYと1年間の保険契約を結んでいる状況を想定している。IRSは当該取引がリスクの移転と分散が存在していることを理由に、12の子会社のセルYへの支払保険料の損金性が認められる¹⁵³。

②内国歳入庁通知2008-19では、PCCのセルまたはPCCが連邦税法上、保険会社として扱われるかどうかを判断するための一定の枠組みに関するコメントを要求しており、IRSのセルの取り扱いに関する提案がなされている¹⁵⁴。

提案内容には、次の条件に該当する場合、PCCのセルが他の事業体とは別の保険会社として扱われるというものであり、条件とは、(a)セルの資産と負債が、他のセルの資産と負債及び保護セル会社の資産と負債から分離され、かつ、他のセルまたは保護セル会社の債権者が保険金請求を含む負債の充足を当該セルの資産に追及しない場合、(b)全ての事実と状況に基づいて、セルのアレンジメント及びその他の活動が法人によって行われる場合、であり、IRC816条(a)もしくは831条(c)の意味での保険会社に分類される。

PCCのセルが保険会社に該当した場合、(i)セル自身が保険会社特有の租税選択を行うことができ、(ii)米国で納税義務がある場合、セルは雇用主識別番号を申請し、受け取る必要がある、(iii)PCCの保険会社該当性の判断について、セルの活動を考慮しない、(iv)セル（または特定の状況では、連結グループの親会社）は、適用される全ての連邦所得税申告書を提出し、その所得に関し税金を支払う必要がある。(vi)PCCは保険会社として扱わ

¹⁴⁷ 連邦所得税における保険とは、リスクの移転とリスクの分散が必要不可欠であるとされている。

Helvering v. LeGierse, 312 U.S. 531 (1941).

¹⁴⁸ Rev.Rul.2008-8, 2008-1 C.B.340

¹⁴⁹ *Id.*

¹⁵⁰ *Id.*

¹⁵¹ *Id.*

¹⁵² *Id.*

¹⁵³ *Id.*

¹⁵⁴ notice 2008-19, 2008-5 IRB 366

れるセルに関する、所得、控除、準備金または税額控除を考慮しない。ことが挙げられている。

2010年9月14日にIRSは新たな暫定財務省規則を公表した¹⁵⁵ (Prop. reg. section 301.7701-1:以下では規則案と呼ぶ)。規則案は2008年の通知を拡張したもので、“Series LLCs and Cell Companies”と題されたものであり、PCCだけではなく、シリーズLLCといったPCCに類似した事業体の取り扱いが明確化されている¹⁵⁶。IRSは2008年の通知により要求したコメントで、PCCのセルに関して、連邦税法上、別個の実業体として取り扱うことを推奨しており、IRSと財務省もこの意見に同意している。

規則案では、米国内のいくつかの州の保険法において、PCC法が存在し、また外国のPCCのセルにおいては、セルが保険事業に従事することを認める法律が多く存在するが、セルが他のセルまたはセル会社とは別個の実業体として扱われるかどうか、またはPCCとその全てのセルを一つの事業体として扱うべきかどうかについての具体的なガイダンスはほとんどなかった事が指摘されている。そこで規則案では、PCCのセルなどを事業体として取り扱うことを提案している(Prop. reg. section 301.7701-1)。内容は原則として米国内で組成されたセルについては連邦税上事業体として取り扱い、外国で組成されたセルに関しては保険事業に従事しているセルを保険会社として取り扱うという事である¹⁵⁷。

IRSはまず、PCCやそれに類する事業体を「シリーズ組織」、セルやそれに類するものをシリーズ、PCC法やそれに類する法令を「シリーズ法」と位置付け、それぞれの定義規定を提案している。具体的には以下の通りである¹⁵⁸。

①シリーズ組織(PCC等)、②シリーズ(セル等)、③シリーズ法(PCC法等)の定義規定を提案している¹⁵⁹。①シリーズ組織とは「シリーズを組成・維持する、またはその下で組成・維持される法的実業体である」¹⁶⁰。②シリーズとは「シリーズ組織の合意によりシリーズ法によって組成された資産と負債の分離グループ」である¹⁶¹。③シリーズ法とは、シリーズ組織のシリーズを組成、設立を明示的に規定する州法もしくは外国法の法令であり、当該法令は(1)シリーズ組織のメンバーまたは参加者¹⁶²は、シリーズに関する権利(rights)、

¹⁵⁵ Federal Register/Vol. 75, No. 177/Tuesday, September 14, 2010/Proposed Rules(以下:Prop. reg. section 301.7701-1)

¹⁵⁶ *Id.*

¹⁵⁷ *Id.*

¹⁵⁸ *Id.*

¹⁵⁹ *Id.*

¹⁶⁰PCC以外にも、例えば、シリーズLLCやシリーズパートナーシップ、シリーズトラストなども含まれている。

¹⁶¹ 例えば保険セル、分離勘定、分離ポートフォリオなどが含まれる。(名称は異なるが一般的には総じてセルと呼ばれている。)

¹⁶² シリーズ組織の「参加者」には、シリーズまたはシリーズ組織に所有権を持たないが、シリーズに関する権利、権限、または義務を有するシリーズ組織の役員またはディレクターが含まれる。

権限(powers),義務(duties)を有することを明示的に許可し、(2) 特定の財産または義務に関して、個別の権利、権限、義務を有するシリーズであり、(3) シリーズ組織またはシリーズ組織の他のシリーズの債務及び負債(フランチャイズ料や管理費など、シリーズ組織の組織化や運営に関連する州または外国に対する負債を除く)のいずれも、シリーズ組織の特定のシリーズの資産に対して強制力がないような資産及び負債の分離、を許可する法令である。①、②及び③を満たした場合、PCCのセルは連邦税法上、事業体として扱われる(Prop. reg. section 301.7701-1.)。

また規則案では外国の保険セルに関して取り扱いを例示しており、内容は以下の通りである。外国Xに基づいて組成されたシリーズ組織であるPCCは、シリーズ法に従いセルAを組成し、課税年度期間中のセルAの事業の半分以上が保険・年金契約の発行または再保険の引き受けである状況を想定している。このような場合、セルは外国の法律の下で組成された事業体として扱われ、また、保険会社に該当するため法人に分類されることとなる¹⁶³。よって、規定が立法化されれば、外国のセルは保険会社に該当し、米国のCFC税制になる可能性が高い。

規則案では最後に、本提案についてのコメントを要求している。その中では、CFCの議論に止まらず、保険事業以外のセルの取り扱いや、セルと連邦雇用税の問題についての取り扱いについてコメントを要求している。つまり米国ではセルの課税についてはCFC税制固有の問題ではない可能性がある。また、現在まで米国のセルに関する議論や立法措置は行われていない。

3-3 英国と南アフリカの議論

本節では英国と南アフリカの議論を検討する。南アフリカにおいてもセルに対して英国と類似の議論が行われているが、本稿では我が国と同様に先進国である英国を中心に検討し、後半部分で南アフリカの議論に若干触れる。

3-3-1 英国CFC税制概要

英国のCFC税制は「軽課税地域の子会社における所得の蓄積…及び事業利益を人為的に英国からそのような法人に移転させることによる租税回避行為¹⁶⁴」への対抗策として1984年に導入された¹⁶⁵。また、導入当初のCFC税制はエンティティアプローチを採用しており、

¹⁶³ Rev. Rul. 83-132, 1983-2 C.B. 270

¹⁶⁴ The Board of Inland Revenue, *Taxation of International Business: Consultation paper* (1982).

¹⁶⁵ この点については、酒井翔子『現代英国税制』(税務経理協会、2018年)、神山弘行「英国におけるCFC税制改正の動向とその課題」中里実編『タックスヘイブン対策税制のフロンティア：理論と実務の架橋』(有斐閣、2013年)、鍋谷彰男「外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避について」税務大学校論叢83号(2015年)、青山慶二「英国の法人税改正の動向(国際課税の観点から)」租税研究743号(2011年)。経済産業省委託調査報告書「平成27年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業(対内直接投資促進整備等調査(BEPSを踏まえた我が国のCFC税制等の在り方に関する調査))」

免除規定により適用対象外となるか、利益の全部が課税対象となる「オールオアナッシング」アプローチに基づくものであり¹⁶⁶、課税繰延と、英国の利益の恣意的な流出（artificial diversion of profits from the UK）の双方への対抗策として設計されていた¹⁶⁷。

しかしながら、2006年に下された ECJ 判決の事案である Cadbury Schweppes plc v. Commissioners of Inland Revenue 事件や、英国の国際的競争力を高めるための法人税改革、といった背景をきっかけに、2013年に大きな改正が行われている¹⁶⁸。

2011年6月、英国財務省は“Consultation on Controlled Foreign Companies(CFC)reform”（以下：6月諮問と呼ぶ）と題された諮問を公表した¹⁶⁹。本諮問では、CFC税制のターゲットについて課税繰延防止規定から人為的な国外への利益流出（悪質な租税回避）への対応に移行することを確認した。その際、CFC税制の制度設計として、完全なインカムアプローチも、純粋なインカムアプローチのどちらも採用しない旨を述べた。また英国は従来から、海外のキャプティブ保険会社に対しても、キャプティブへの支払い保険料は損金となり当該キャプティブの保険料収入に対しては課税されずにいたことから、租税回避スキームの一つとして問題視されていた¹⁷⁰。また、6月諮問では、キャプティブ保険はグループ全体に商業的利益(commercial benefits)をもたらす可能性があるが、英国の利益を人為的に移転させることにも利用できることを例に挙げた¹⁷¹。

2011年12月に、英国財務省は6月諮問に対する様々な意見を受けて、2011年12月に再応答をまとめたものとして、“Controlled Foreign Company reform: response to consultation”（以下12月応答）と題する報告書を公開した¹⁷²。本報告書においてはゲートウェイ概念の導入が確認されている。ゲートウェイは新しいCFC税制の特徴の一つであり、ゲートウェイ審査を通過したCFCの利益のみがCFC税制の対象になりうる。（この点については以下で説明する。）

英国のCFC税制は、Taxation International and Other Provisions Act 2010(以下：TIOPA2010)のPart9Aにおいて規定されている。英国におけるCFCとは「英国居住者に支配されている法人で、英国を居住地国としない法人」と定義されている（TIOPA2010, §

(2016年)。

P. Smith, *New UK CFC Rules*, 53 *European Taxation*. 2/3 (2013), *Journal Articles & Papers IBFD*. P. Smith, *The Long Road to Corporate Tax Reform*, 52 *European Taxation*. 4 (2012), *Journal Articles & Papers IBFD*.

¹⁶⁶ U.K. HM Treasury and HM Revenue & Customs, *Taxation of companies' foreign profits: discussion document*, at 17, Paragraphs 4.1 to 4.3, (2007).

¹⁶⁷ Inland revenue, *supra* note 164.

¹⁶⁸ この点については、神山・前掲注165)

¹⁶⁹ U.K. HM Treasury, *Consultation on Controlled Foreign Companies (CFC) reform* (2011).

¹⁷⁰ CCH Editions, *Limited British Tax Reporter* (1991).

¹⁷¹ U.K. HM Treasury, *supra* note 169.

¹⁷² U.K. HM Treasury, *Controlled Foreign Company (CFC) reform : response to consultation* (2011).

371AA(3)。ここでいう「支配」は①法的支配基準、②経済的支配基準、③40%ルールの基準により支配の判定がなされる。法的支配基準は、内国法人 P が外国法人 C の株式の保有若しくは議決権の行使により、又は、外国法人 C の定款又は書面により与えられた権利により、内国法人 P の要請・意向 (wishes) に即して C の業務を遂行することを確保している場合である (TIOPA2010, § 371RB(1))。②経済的支配は内国法人 P が外国法人 C の持ち分売却による収益、所得の分配による収益、又は法人精算時に分配される資産の 50%以上を受け取ることが合理的に想定される場合である (TIOPA2010, § 371RB(2))。③40%ルールは内国法人が外国法人 C の 40%以上の持分等を保有しており、かつ内国法人が外国法人 C の 40%以上 55%未満の持分等を保有している場合である (TIOPA2010, § 371RC)。

また英国の CFC 税制は CFC を支配する「法人」に対してのみ適用され、さらに、CFC 税制の適用対象となる英国居住法人は、直接または間接に少なくとも当該 CFC の利益の 25%以上を享受する権利を有している法人に限定される (TIOPA2010, § 371BD)。そして CFC 税制の対象となる英国内国法人は、CFC の所得を同法人の所得とみなして、CFC の持分に応じて CFC 税制が適用される (TIOPA2010, § 371BC(1)Step5)。

先述した通り、改正後の英国 CFC 税制はゲートウェイを通過した CFC の利益のみが CFC 税制の対象になりうる。まず、ゲートウェイには予備的ゲートウェイ審査とゲートウェイ審査に分かれており、はじめに CFC の所得を振り分けるために予備的ゲートウェイ審査を行う。

予備的ゲートウェイ審査とはゲートウェイ審査に進む前に当該ゲートウェイ審査を検討する必要があるかどうかを判断する規定である (TIOPA2010, § 371CA～§ 371CG)。予備的ゲートウェイ審査では CFC の事業利益、非事業金融利益、事業金融利益、キャプティブ保険事業、Solo Consolidation に関するゲートウェイ審査を適用するために満たすべき条件が規定されている。キャプティブ保険事業における満たすべき条件とは、以下の通りである (TIOPA2010, § 371CF)。

当該会計期間のいずれの時点においても、当該 CFC の事業の主たる部分が保険業であること。当該 CFC のみなし総利益 (Assumed total profits) が以下の契約から直接又は間接に生じる金額を含むこと。①当該 CFC に関連する英国非居住者又は②当該 CFC に関連する英国非居住法人で英国 PE を通じて事業を行うものと締結される保険契約であるもの、英国居住者と締結される保険契約で、英国関連法人(上記(A)の①又は②の法人)による当該英国居住者に対する商品又は役務(保険業の一部として提供される役務を除く)の提供に直接又は間接に結びつけられるもの、である

条件に該当した場合、予備的ゲートウェイ審査からゲートウェイ審査に入り、所得の算定が行われる。ゲートウェイ審査では以下の条件に該当する所得が、課税対象となるキャプティブ保険所得となる (TIOPA2010, § 371GA)。当該 CFC の保険業から生ずる所得であること、次の保険契約から直接または間接に生じる所得であること、(A) ①当該 CFC に関連する英国居住法人又は②当該 CFC に関連する英国非居住法人で英国 PE を通じて事業を行うものと締結される保険契約 (原契約が当該保険契約に該当する再保険契約を含む) (B) 英

国居住者と締結される保険契約で、英国関連法人（上記①又は②の法人）による当該英国居住者に対する商品又は役務の提供に直接または間接に結び付けられるもの、C 当該 CFC が当該会計期間につき欧州経済領域（European Economic Area; EEA）参加国の居住者であり、かつ、その所得が当該 CFC が EEA 参加国ではない国に有する PE の活動から生じない場合には、次のいずれかの要件を満たす保険契約から直接又は間接に生じる所得であること、(a) 被保険者が、その保険契約の締結に重要な英国非租税理由¹⁷³を有しないこと、(b) 再保険契約については、原契約の被保険者が、その原契約の締結に重要な英国非租税理由を有しないこと、である。

また英国の CFC 税制には法人レベルでの 5 つの適用除外基準がある。5 つの適用除外基準とは、①適用猶予期間、②適用除外地域、③少額利益免除、④低利益率免除、⑤税率による免除、といった基準が設けられている（TIOPA2010, § 371JA～§ 371NE）。①適用猶予期間による免除は、ある外国法人が英国法人の子会社となり CFC に該当することとなった場合、一定の猶予期間が設けられている（TIOPA2010, § 371JA～§ 371JG）。②適用除外地域は、CFC が HMRC が通達で定める免除地域に居住し、かつ一定の条件を満たした場合、CFC 税制の適用が免除される規定が設けられている（TIOPA2010, § 371KB）。③少額利益免除は、デミニマスルールとして、利益の金額を基準とする少額利益免除の規定である（TIOPA2010, § 371LB）。④程利益税率免除は、③とは別のデミニマスルールとして利益率に着目する低利益率免除規定である（TIOPA2010, § 371MB）。⑤税率による免除は適用除外規定として税率を基準とした規定が置かれている（TIOPA2010, § 371NB）。

3-3-2 英国のセルへの議論と対応

英国関税庁は 6 月諮問¹⁷⁴において、PCC に関して言及した。その中で PCC または同様の構造の事業体については、CFC の判定における支配要件を補完するためのルールを規定する必要があると示している。

12 月応答¹⁷⁵では PCC 及び他の同様の事業体の内部にある、非法人セルを通じて行われるキャプティブ保険事業が CFC の対象となることを確実にするために、371UC¹⁷⁶を利用することによって、CFC 税制の対象にすることができるとの見解を示した。

そして 2013 年にセルに関する課税の取り扱いを公表した¹⁷⁷。そこで英国歳入関税庁は PCC 等を利用した場合の CFC 税制の問題点を説明している。まず PCC のセルの所有者は

¹⁷³ UK non-tax reason；英国の法令に基づき課されるある者の租税債務又は潜在的租税債務に関連する理由以外の理由をいう。

¹⁷⁴ U.K.HM Treasury, *supra* note 169.

¹⁷⁵ U.K.HM Treasury, *supra* note 172.

¹⁷⁶ 当該規定は「公正かつ合理的な配分」と題される規定であり、英国歳入関税庁による担当者は、納税者が採用した特定の基準に関して、歳入関税庁は別の基準（公正かつ合理的な基準）を採用して配分を行うことができる。TIOPA2010, § 371UC.

¹⁷⁷ U.K. HMRC, INTM236500.

セルの支配を可能にするが、会社全体を支配しているわけではなく、株式においても会社全体のうちの一部しか所有していない状態であることを指摘した。こうしたアレンジメントはキャプティブ保険に利用され、英国居住者が PCC/ICC の全株式の少数のみ保有し、総利益のごく一部を受ける権利を有する一方で、保険と投資活動を同時に行うことができると説明したうえで、それにより CFC 税制の支配の判定を回避することに使用できると指摘した。

また、PCC の構造は各株主が独自の事業体を支配する効果と同様なので、CFC 税制上、セルがあたかも非居住外国法人のように適用されると発表した。キャプティブ保険として利用される PCC もしくは類似の事業体に対して CFC 税制の支配要件は、PCC の非法人セル（保護セル）、もしくは ICC の法人セルに対してあたかも非居住外国法人のように適用されると示した。PCC の保護セルの場合、資産及び負債は、公正かつ合理的な基準で各セルとコアとの間で配分される必要があるが、ICC の法人セルの場合、性質上、この配分規定が必要ではないことが説明されている。

2013 年に英国歳入関税庁はセルが課税される事例を紹介している¹⁷⁸。事例では以下のような状況を想定している。会社 X は英国居住会社の Y によって海外に設立されている。X は 10 の非法人セルを通じて、イギリス居住会社 A～J にキャプティブ 保険を提供する。X はコア株式とセル株式を持っている。コア株式は議決権と、取締役を任命する権利を持っており、コア株式は完全に Y が所有している。セル株式は各セルに対して発行される個別の株式であり、A～J の英国居住会社によってそれぞれ所有されている。それぞれのセルは自身の勘定を持ち、セルの資産は他のセルから保護される。一つのセルが損失を出した場合でも、他のセルに影響はない。

もしセルが支払い不能の状態になった場合、債権者は他のセルの資産に頼ることができない。しかし、セルは自身の名で契約することができず、保険契約は X によって締結されるが、契約の利益とリスクは特定のセルに指定される。X はそれぞれの 10 個のセルに管理サービス・引受サービスを提供し、個々のセルの勘定に含まれない利益を上げる。このような場合各セルは CFC 税制における CFC の判定の対象となり、A～J は自身のセルを法的に支配しているため、各セルは A～J それぞれの CFC であるとみなされる。CFC 課税の対象となる可能性のある利益は、保険契約から得られる利益（引受利益と投資利益）である。また X は全 X 株を所有している Y によって明らかに支配（法的支配）されており、Y の CFC である。CFC 課税の対象となる可能性のある利益は、管理サービス・引受サービスから得られる利益である。

英国 CFC 税制のセルに関する取り扱いは Part9A の 371VE に規定されている (TIOPA2010, § 371VE)。規定内容は、まず非法人セルと法人セルに区別して定義し、それらがあたかも非居住外国会社であるかのように英国の CFC 税制が適用される。(TIOPA2010, § 371VE (1))

非法人セルの定義は非英国居住会社の識別可能な部分であり、次の条件を満たすもので

¹⁷⁸ *Id.*

ある (TIOPA2010, § 371VE(3))。非英国居住会社が設立される法律、当該会社を規制する協定またはその他の文書の条項、または締結された任意の取り決めのもとで(a)当該非居住会社の資産及び負債は、当該会社の一部に対して、完全にまたはおおむね全部を配賦することができ、(b)配賦済みの負債は配賦済みの資産の全部またはおおむね全部で満たされ、(c)配賦された資産の一部または全部をカバーする権利を持つ非居住会社のメンバーがいる、ことが条件である。また会社の資産と負債は公正かつ合理的な基準(TIOPA2010, § 371UC)で、会社と非法人セル(及びその他の非法人セル)との間で配分がなされる(TIOPA2010, § 371VE (4))。

法人セルの定義は、非英国居住会社を規制する関連文書又はその他の文書で組成されるエンティティであり、(a)非英国居住会社が設立された法律のもとで、非英国居住会社とは異なる法的性格を有するが、(b)それ自体は会社ではない、と規定されている(TIOPA2010, § 371VE (5))。

ちなみに、英国の英国関税庁は、各国の事業体のリストが示されており、それぞれについて英国税法上、法人として扱うのか(法人課税)、事業体自身は課税せず、その構成員に課税するのか(構成員課税)が明示されている¹⁷⁹。HMRCはガーンジーで設立されるPCCについては英国税法上、法人として扱うことが記載されているが、保護セルや法人セルについてはリストには記載されていない¹⁸⁰。

3-3-3 南アフリカ CFC 税制とセルの議論

南アフリカの CFC 税制は 1997 年に導入されている¹⁸¹。南アフリカの CFC 税制において、南アフリカ居住者である株主は、外国子会社の株式 10%以上保有しており、かつ、その外国子会社株式の 50%超が南アフリカ居住者により保有されている場合には、みなし所得が合算課税される (INCOME TAX ACT NO. 58 OF 1962 § 9D(1))。

南アフリカ政府は、2010 年 2 月に“National Budget Review 2010”を公表し、その中で対応すべき租税回避スキームの一つとして PCC を挙げた¹⁸²。南アフリカの CFC 税制が適用されるには、南アフリカ居住者が外国企業を 50%以上支配する必要があるが、南アフリカ

¹⁷⁹ U.K. HMRC, INTM180000.

¹⁸⁰ *Id.*

¹⁸¹ この点については原口太一・上田滋「第 1 章：行動 3 CFC 税制の強化」21 世紀政策研究所『グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方～BEPS プロジェクト討議文書の検討～』10 頁(2015 年)。

A.W. Oguttu & C. Schulze, *The Role of Tax Havens in the Global Financial Crisis: A Critique of International Initiatives and Measures to Curb the Resultant Fiscal Challenges and the Example of South Africa*, 65 Bulletin for International Taxation. 6 (2011), Journal Articles & Papers IBFD. A.W. Oguttu, *Curbing tax avoidance - investments in offshore 'protected cell companies and cell trusts': the American and British approach - what is South Africa's view?*, SA Mercantile Law Journal Vol. 23, No. 1 (2011).

¹⁸² National Treasury Republic South Africa, *National Budget 2010 National Budget Review*, at 192 (2010).

の納税者は PCC を使用して CFC 税制を回避する事例が発生していると指摘し、各セルを個別の会社とみなして CFC 税制における支配要件を判定することを提案した¹⁸³。

2010 年 5 月に南アフリカ政府は“Ongoing investigation Offshore captives and protected cell companies”という声明を公表した¹⁸⁴。PCC の保護セルはキャプティブ保険子会社の代替手段になること、保護セル会社にはキャプティブと同様、商業的理由があること、また PCC 法が存在するほとんどの国がタックスヘイブンまたは低税率国であり、CFC 税制を回避できることを指摘した¹⁸⁵。そのうえで、当時検討中の PCC に関する取り扱いを公表した。政府は CFC の支配要件が厳格化され、各保護セルは CFC 税制上別々の会社として判定されることを示した¹⁸⁶。

2011 年 6 月 2 日に南アフリカ政府は“The Draft Taxation Laws Amendment Bill”を公表した¹⁸⁷。政府は PCC についてオフショア保護セル会社は、①複数の有限責任会社かのように機能するセルを持つ会社であること。②保護セル会社は主に低税率国で設立されること。③保護セル会社はコアとセルという 2 つの異なる部分で事業を行う一つの法的事業体であること。④保護セル会社は普通株式と議決権なき優先株式の 2 つを発行することを指摘した。そのうえで各オフショアセルは別個の foreign company としてテストされることを提案した¹⁸⁸。

2012 年 5 月に南アフリカ政府は“Explanatory Memorandum The Taxation Laws Amendment Bill”を公表した¹⁸⁹。政府はセル・キャプティブについてしばしば商業的理由を持つが、これらのセルは本質的にオフショアのキャプティブ保険会社として機能することを指摘し、キャプティブ 保険会社とオフショア PCC の取り扱いを同一にし、セルも課税の対象にするとし、規定化に至っている。

以上のことから南アフリカについては、英国と類似の議論とアプローチがとられているようである。

3-4 小括

本章ではオーストラリア、米国、英国、南アフリカのセルに関する議論と対応について検討した。

¹⁸³ *Id.*

¹⁸⁴ National Treasury Republic South Africa, *Ongoing investigation Offshore captives and protected cell companies* (2010).

¹⁸⁵ *Id.*

¹⁸⁶ *Id.*

¹⁸⁷ National Treasury Republic South Africa, *The Draft Taxation Laws Amendment Bill*, at 3 (2011).

¹⁸⁸ *Id.*

¹⁸⁹ National Treasury Republic South Africa, *Explanatory Memorandum The Taxation Laws Amendment Bill*, at 112 (2011).

オーストラリアでは、海外で設立される PCC の保護セルに関して、保護セルが Company であるかどうかで判断する必要があるとし、結果として、保護セルが Company に該当しないため、CFC 税制上の CFC に該当しないという結論を導いた。

米国ではセル・キャプティブにおける支払保険料の損金性をきっかけに、セルを別個の事業体として取り扱うのか否かが不明確であったため、2008 年から 2010 年にかけて、セルを PCC とは別個の事業体として取り扱うことを IRS が提案している。今日に至るまで規定化はされていない。

英国では、PCC は CFC 税制における支配の回避を可能にすること、そして PCC は各株主が独自のエンティティを支配するのと同様の効果があるものであること、またキャプティブとして利用されることから、CFC 税制上、非法人セルと法人セルに分けて、各セルがあたかも non-UK resident company のように適用される規定を設けた。また南アフリカについても同様の議論がなされている。

第4章 我が国への提言

本稿ではオーストラリアのようなアプローチを「文理解釈的アプローチ」、米国のようなアプローチを「包括的アプローチ」、英国のアプローチを「個別的特アプローチ」と位置付ける。また、本章では我が国にとって、「文理解釈的アプローチ」、「包括的アプローチ」、「個別的特アプローチ」のうちどのアプローチがふさわしいのかを検討する。

表2 諸外国のアプローチ

	セルに関する規定を立法化	アプローチ方法	議論の経緯
オーストラリア	×	文理解釈的アプローチ (セルの Company 該当性を判断する)	保護セルが CFC に該当するか否か不明確。
米国	△ (規定化はされていないが、積極的)	包括的アプローチ (連邦税法上、セルを事業体として取り扱う)	セルを個別の事業体とするか否かのガイダンスがほとんどなかった。
英国 (南アフリカ)	○	個別的特アプローチ (CFC 税制上セルを外国法人とみなして取り扱う)	CFC 税制における支配の回避防止。(租税回避防止)

(出所：筆者作成)

4-1 諸外国のアプローチの評価

4-1-1 文理解釈的アプローチ

まず文理解釈的アプローチについて検討する。オーストラリアは PCC のセルについて、法人該当性を検討し、その結果セルは CFC に該当しないという結論を導き出した¹⁹⁰。我が国の外国子会社合算税制における外国関係会社の判定基準は外国法人を対象にしている（租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項 1 号）が、外国事業体に我が国の税法を適用する際の、法人該当性判断基準については、その判断基準をめぐって多くの紛争が生じている。

そこで本章では主な訴訟事例である東京高等裁判所平成 19 年 10 月 10 日判決と最高裁判所平成 27 年 7 月 17 日判決の事例を参考にする。

東京高等裁判所平成 19 年 10 月 10 日判決は、米国のニューヨーク州で組成された LLC の法人該当性が争われた裁判である¹⁹¹。東京高裁において、外国の事業体が我が国の租税法上、法人に該当するか否かについては、「法人」が借用概念であることから、私法上の法人に該当するものが租税法上の法人に該当するとし、以下 7 つの基準を列挙した。①団体の名において訴訟当事者になれること、②団体の名において財産を取得し、処分すること、③団体の名において契約を締結する機能を有すること、④法人印を使用すること、⑤実際にその名において、財産を所有・管理し、締結していること、⑥ LLC が構成員から独立した法的主体を持つこと、⑦ LLC の個別財産について LLC の構成員は一切の利益ないし持分を有しないこと、を列挙した。

最高裁判所平成 27 年 7 月 17 日判決は、米国デラウェア州で組成された LPS の法人該当性が争われた裁判である¹⁹²。最高裁においては外国法に基づいて設立された組織体が所得税法第 2 条 1 項 7 号及び法人税法第 2 条 4 号に定める外国法人に該当するか否かは、まず①当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、当該組織体が当該外国の法令において我が国の法令上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討することとなり、これができない場合には、次に、当該組織体の属性に係る前者の観点として、②当該組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを検討して判断すべきものであり、具体的には、当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法律行為の当事

¹⁹⁰ ATO, *supra* note 135.

¹⁹¹ さいたま地判平成 19 年 5 月 16 日税資 257 号順号 10712。東京高判平成 19 年 10 月 10 日税資 257 号順号 10797。またこの点について、横溝大「判批」ジュリスト 1361 号 196 頁(2008 年)。宮崎裕子「判批」税研 148 号(2009 年)87 頁。大澤麻里子「判批」租税判例百選第 5 版 44 頁(2011 年)。岩品信明=和藤誠治「判批」税弘 60 卷 11 号 120 頁(2012 年)。

¹⁹² 名古屋地判平成 23 年 12 月 14 日最高裁判所民事判例集 69 卷 5 号 1297 頁。名古屋高判平成 25 年 1 月 24 日最高裁判所民事判例集 69 卷 5 号 1462 頁。最判平成 27 年 7 月 17 日民集 69 卷 5 号 1253 頁。またこの点について、川田剛=須藤一郎=岩品信明「判批」税務広報 63 卷 12 号 92 頁、今村隆「判批」税理 58 卷 15 号 76 頁(2015 年)、吉村政穂「判批」税務弘報 63 卷 12 号 106 頁(2015 年)、鬼頭朱実「判批」税務弘報 63 卷 12 号 97 頁(2015 年)、中谷栄一郎=磯山海「判批」税務弘報 63 卷 10 号 45 頁(2015 年)。

者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否かという点を検討すべきであるとした。

しかし、2017年2月9日、国税庁は“The tax treatment under Japanese law of items of income derived through a U.S. Limited Partnership by Japanese resident partners”を公表した¹⁹³。最高裁判所平成27年7月17日判決では、LPSが我が国の「外国法人」に該当する結果となったにもかかわらず、米国のチェック・ザ・ボックス規則により米国LPSが団体課税を選択した場合、当該LPSはパススルー事業体として扱われることとなった。つまり、最高裁判所平成27年7月17日判決で示された外国法人該当性の判断基準は必ずしも通用するものではなくなったといえる。

また、金子氏によれば、外国事業体の法人該当性について、「法人格の有無のほか、その活動によって得られる損益の帰属主体であることがその本質的要素（本質的属性）であると解すべきである。」と解釈している¹⁹⁴。木村氏は外国事業体の法人該当性について、設落地法により判定すべきではなく、国内租税法の直接適用（必要な場合には基盤法である憲法をはじめ、民法や商法、会社法、特別法などの間接適用を含む）に基づいて判定すべきである¹⁹⁵とした上で、最高裁判所平成27年7月17日判決を批判している¹⁹⁶。

以上によると、個別のアプローチを採用した場合、外国で組成された保護セルの法人該当性が問題となるが、我が国の税法を適用する際、法人該当性の判断基準は統一的な基準を設けておらず、保護セルが法人か否かの判断が困難な状況である。

4-1-2 包括的アプローチ

次に包括的アプローチについて検討する。米国では連邦税法上、セルを別個の事業体として取り扱うアプローチを採用しようとしている。ここで、我が国と米国の税制上の主な違いとして挙げられるのは、事業体分類規則（Treas. Reg. § 301.7701-1, 2, 3, 4.）の有無である。事業体分類規則は基本的に、私法の取り扱いを税法は考慮しないという考え方を採用している（Treas. Reg. § 301.7701-1(a)(1)）。つまり、外国で組成された事業体に対しては、その事業体の組成を規定する法令を考慮せず、税法独自の基準を持ってセルの法人該当性を判断することとなる。また米国の事業体分類規則では、事業の半分以上が保険で構成されている事業体を保険会社（法人）として取り扱う規定が存在し（Rev. Rul. 83-132¹⁹⁷, Treas. Reg.

¹⁹³ 国税庁 HP(英文) https://www.nta.go.jp/english/tax_information.pdf

¹⁹⁴ 金子宏『租税法【第23版】』542～543頁（有斐閣、2019年）。

¹⁹⁵ 木村弘之亮「日本国際税法からみれば、すべての外国会社は外国法人」税務弘報68巻12号160頁（2020年）。

¹⁹⁶ 「LPSの設立根拠法がローマ法圏に属するフランス法を継受している忠実を看過し、かつ州人的会社法と合資会社法を文理解釈もせずに、LPSが法人格（legal person）を有する事を認識できないままに判決されている。」と指摘している。木村弘之亮「日本国際税法からみれば、すべての外国会社は外国法人」税務弘報68巻12号160頁（2020年）。

¹⁹⁷ 1983-2 C.B. 270

§ 816(a) and 831(c))、事業の性質で当該事業体の位置付けを判断しているが(Treas. Reg. § 1.801-3)、我が国はそのような規定は存在せず、かなりの相違があると見られる。

しかしながら、我が国の場合、そもそも、外国で組成された事業体を税法上どのように取り扱うのかという統一的な基準が存在しないことから(4-1-1) 個別的アプローチ同様、包括的アプローチについても、保護セルが法人か否かの判断が困難な状況である。

ただ、米国では2008年のルーリングから2010年の規則案に至るまで、PCCの保護セルを事業体として取り扱うという考えを一貫して採用している。

4-1-3 個別的アプローチ

最後に個別的アプローチについて検討する。まず、我が国と英国のCFC税制の趣旨について検討するが、現行の我が国の外国子会社合算税制の趣旨は、利益移転防止と解されている¹⁹⁸。英国のCFC税制の趣旨についても「軽課税地域の子会社における所得の蓄積…及び事業利益を人為的に英国からそのような法人に移転させることによる租税回避行為¹⁹⁹」の防止であることから両国の制度の趣旨は共通していると言える。

次にアプローチ方法であるが、我が国の場合は、基本的にエンティティアプローチを採用しつつ、一部インカムアプローチを取り入れているハイブリッド型である。英国については当初エンティティアプローチを採用していたが、2013年度の税制改正により、インカムアプローチを採用しつつ、一部エンティティアプローチを採用しているため、同じハイブリッド型ではあるが、若干の相違があるといえる。

次に、CFCの判定であるが、我が国の場合は、内国法人等によって株式等の持分を50%超保有されている(租税特別措置法66の6第2項1号イ)、または、実質的に支配されている(租税特別措置法66の6第2項1号ロ)外国法人が外国関係会社となる。英国のCFCの判定基準は①法的支配基準(TIOPA2010, § 371RB(1))、②経済的支配基準(TIOPA2010, § 371RB(2))、③40%ルールの基準(TIOPA2010, § 371RC)で構成されており、③40%ルールを除くと、ある程度共通している。

次に、適用除外基準であるが、CFCに該当した場合、我が国では、特定外国関係会社、及び、経済活動基準の判定が会社単位で行われる(租税特別措置法第66条の6第2項2号、租税特別措置法第66条の6第2項3号)。一方で、英国のCFC税制は、ゲートウェイにより、所得単位で判定が行われる(TIOPA2010, § 371GA)。キャプティブの場合、我が国では、キャプティブ保険会社全体で判定が行われ、リスクの移転と分散がなく租税負担割合が30%未満であれば会社単位の合算課税が行われる。英国の場合、基本的にはキャプティブ保険会社が獲得した関連者からの保険所得が合算課税の対象となるので、我が国とは相違しているといえる。

以上を整理すると、我が国の外国子会社合算税制と英国のCFC税制を比較すると、CFC

¹⁹⁸ 秋元・前掲注94) 44頁

¹⁹⁹ Inland revenue, *supra* note 164.

の制度趣旨や CFC の判定基準については我が国とある程度共通するが、その合算対象所得については、我が国の場合は会社単位で行われ、英国の場合は所得単位で行われる。よって、英国の場合は我が国と、若干制度設計が相違するが、ある程度親和性が見られる。

4-2 我が国にとってふさわしいアプローチ

本節では、文理解釈的アプローチ、包括的アプローチ、個別的アプローチのうち、我が国にとってどのアプローチが望ましいのかを検討する。まず初めに、我が国において税法を適用する際の法人該当性の判断基準が統一化された場合は、法的安定性・予測可能性の見地から、文理解釈的アプローチによって、セルの法人該当性を判断することは妥当であるといえる。しかし、現行法上、法人該当性の判断基準が統一化されていないため、文理解釈的アプローチは我が国にとって困難であるといえる。

また包括的アプローチについても同様に、我が国には米国のような事業体分類規則という制度を有しておらず、文理解釈的アプローチ同様の問題を抱えるため、我が国にとっては困難である²⁰⁰。

一方で個別的アプローチについては、我が国の外国子会社合算税制と、類似点が多く見られる。

以上の観点から、3つのアプローチの中で我が国と最も親和性が高い個別的アプローチがふさわしいと考える。よって、我が国も英国と同様にセル・キャプティブをキャッシュ・ボックスの判定対象に加えるため、租税特別措置法第66条の6第2項1号における外国関係会社の判定において、セルを含めるべきであろう。

4-3 小括

本章では、オーストラリアの文理解釈的アプローチ、米国の包括的アプローチ、英国の個別的アプローチのうち、我が国にとってふさわしいアプローチを検討した。

個別的アプローチの場合、外国で組成されたセルの法人該当性が問題となるため、外国事業体の法人該当性が争われた主な訴訟事例である、東京高等裁判所平成19年10月10日判決と最高裁判所平成27年7月17日判決の事例を参考にした。我が国の法人該当性の判断基準については統一されておらず、学説上も賛否両論であるため、セルの法人該当性を判断するのは困難である。

包括的アプローチを採用した場合でも、我が国には米国の事業体分類規則がなく、セルの法人該当性を判断する統一的な基準がないことからセルの法人該当性を判断するのは困難である。しかしながら、米国では一貫して税法上セルを別個の事業体として取り扱うという考えを採用しており、この点については興味深い。

個別的アプローチの場合、我が国の外国子会社合算税制と英国の CFC 税制を比較すると、

²⁰⁰ しかしながら、米国では一貫して税法上セルを別個の事業体として取り扱うという考えを採用しており、この点については興味深い。

CFC の制度趣旨や CFC の判定基準については我が国とある程度共通するが、その合算対象所得については、我が国の場合は会社単位で行われ、英国の場合は所得単位で行われる。よって、英国の場合は我が国と、若干制度設計が相違するが、ある程度親和性が見られる。

上記のアプローチを踏まえると、文理解釈的アプローチと包括的アプローチの場合、セルの法人該当性の判断基準が問題となり、その判断基準が統一化されていないことから、採用することは困難であると考え。一方で個別のアプローチの場合、我が国と若干制度設計がことなるが、他のアプローチと比べて親和性が高いことから、我が国にとって個別のアプローチがふさわしいと考え、我が国も英国と同様に、セル・キャプティブをキャッシュ・ボックスの判定対象に加えるため、租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項 1 号においてセルを含めるべきだと提言した。

おわりに

本稿では、セル・キャプティブについて、我が国の外国子会社合算税制の判定を回避し、利益移転に利用される可能性があることに問題意識を持ち、オーストラリア、米国、英国、南アフリカにおける対応を踏まえた上で我が国における望ましい課税のあり方を考察した。

オーストラリアでは、PCC の保護セルが CFC 税制上の CFC に該当するか否かの指針が公表されている。指針によると、PCC の保護セルが CFC に該当するか否かは、当該保護セルが Company に該当するか否かによって決定されるとしている。結果としてオーストラリアは当該保護セルが Company に該当せず、CFC 税制上の CFC に該当しないという結論を導いた。

米国では、2008 年、セル・キャプティブに支払った保険料の損金性に関するルーリングと、セルの連邦税法上の取り扱いに関する内国歳入庁通知が公表されている。ルーリングでは、支払保険料の損金該当性はリスクの移転と分散の要素が加味されるが、セル・キャプティブの場合、PCC の内部にあるセルを別個の保険会社と認識した上で、損金性が判断されることを示している。また内国歳入庁通知では、一定の条件に該当するセルを別個の保険会社として取り扱うことを提案しており、それについてコメントを要求した。2010 年に IRS は暫定規則案を公表しており、内容は、米国の事業体分類規則において、セルやそれに類似するものを連邦税法上別個の事業体として取り扱うことを提案するものである。

英国では、2011 年、CFC 税制改正に向けての議論において、セルの場合、CFC 税制における CFC の判定を補完するルールが必要であると示している。その目的は、英国の CFC 税制のゲートウェイ審査において、セルのキャプティブ保険所得を確実に捉えることである。2013 年には CFC 税制におけるセルの取り扱いについて公表された。内容は、CFC 税制上セルを非居住外国法人とみなすというものであり、それにより、セル・キャプティブを所有している場合でも英国の CFC 税制上、セルの所得が合算課税の対象となりえる。

そして、オーストラリア・米国・英国のアプローチをそれぞれ、「文理解釈的アプローチ」・「包括的アプローチ」・「個別のアプローチ」と位置付け、我が国にとってどのアプローチがふさわしいのかを検討した。

結果として、3つのアプローチのうち、最も親和性のある「個別のアプローチ」がふさわしいと考え、我が国も英国と同様にセル・キャプティブをキャッシュ・ボックスの判定対象に加えるため、租税特別措置法第66条の6第2項1号においてセルを外国関係会社の判定に含めるべきであると提言した。

本稿は、セル・キャプティブの取り扱いについて外国子会社合算税制の適用に関する議論に限定している。また、検討対象をPCCに限定しているため、ICCに関しての国内法への提言については今後の課題としたい。

参考文献

書籍

(邦文)

- 大谷孝一編『保険論』(成文堂、2007年)。
- 可児滋『金融と保険の融合—究極のリスクマネジメント』(金融財政事情研究会、2013年)。
- 金子宏『租税法【第23版】』542~543頁(有斐閣、2019年)。
- 甲斐良隆・加藤進弘『リスクファイナンス入門—事業リスクの移転と金融・保険の融合』(金融財政事情研究会、2004年)。
- 上山道生『保険入門【第2版】』(中央経済社、2004年)。
- 酒井翔子『現代英国税制』(税務経理協会、2018年)
- 『昭和53年改正税法のすべて』(大蔵財務協会、1978年)。
- 下和田功編『はじめて学ぶリスクと保険【第4版】』(有斐閣、2014年)。
- 杉野文俊『保険とリスクマネジメント—トータルに理解する—』(白桃書房、2014年)。
- 鈴木辰紀編『新保険論—暮らしと保険—』(成文堂、2003年)。
- トーマツ『オーストラリアの税制と投資』(トーマツ、1996年)。
- トーマツ『オーストラリアの税制と投資』(トーマツ、2001年)。
- トーマツ『オーストラリアの税制と投資』(トーマツ、2006年)。
- トーマツ『オーストラリアの税制と投資』(トーマツ、2009年)。
- トーマツ『オーストラリアの税制と投資』(トーマツ、2013年)。
- トーマツ『オーストラリアの税制と投資』(トーマツ、2016年)。
- 中里実ほか編『租税法概説(第2版)』(有斐閣、2015年)。
- P・A・バウカット『キャプティブ 保険会社：その設立と運営』(保険毎日新聞社、1996年)。
- 『平成7年改正税法のすべて』297~298頁(大蔵財務協会、1995年)。
- 『平成22年改正税法のすべて』(大蔵財務協会、1995年)。
- 『平成29年改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2017年)。
- 『平成31年改正税法のすべて』598頁(大蔵財務協会、2019年)。
- 本庄資『アメリカ法人税法講義(初版)』(税務経理協会、2007年)。
- 前田祐治『企業のリスクマネジメントとキャプティブの役割』(関西学院大学出版会、2015年)。
- 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法(第4版)』(東京大学出版会、2019年)。
- 村井正『入門国際租税法(改訂版)』(清文社、2020年)。
- 森宮康『キャプティブ研究』(損害保険事業研究所、1997年)。
- 山下友信「キャプティブに関する序論的考察」『前田庸先生喜寿記念 企業法の変遷』(有斐閣、2009年)。
- 吉澤卓也『企業のリスクファイナンスと保険』(千倉孝、2001年)。

- 渡辺裕泰『ファイナンス課税【第2版】』（有斐閣、2012年）

雑誌論文等

（邦文）

- 秋元秀仁「国際税務訴訟から導かれる実務の論点・留意点」国際税務 33 巻 9 号（税務研究会、2013 年）。
- 青山慶二「英国の法人税改正の動向(国際課税の観点から)」租税研究 743 号(2011 年)。
- 赤松晃著「外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)」同『国際課税の実務と理論—グローバル・エコノミーと租税法—』357 頁(税務協会出版局、2015 年)。
- 一高龍司「米国 Subpart F 税制における外国同族持株会社所得 (FPHCI) の意義—除外項目を中心に—」税大ジャーナル 12 巻 (2009 年)。
- 岩崎政明「金融仲介機関の経済的機能と所得課税のあり方—金融仲介機関に対する法人税は撤廃されるべき—」租税法研究 30 巻 (2002 年)。
- 池内光久「日本のキャプティブ プログラム—何故かくも少数なのか:Captive Programs of the Japanese Corporate Insurance Buyers— Why only few of them?」大阪女学院大学紀要 5 号 (2008 年)。
- 牛越博文「損害保険の活用と企業のリスクマネジメント」税務弘報 50 巻 7 号 (2002 年)。
- 占部祐典「企業課税における法人概念」民商法雑誌 95 巻 2 号 (1986 年)。
- 岡崎康雄「バミューダ市場の進展と米国市場の対応」安田総研クォーターリー36 号 4 頁 (2001 年)。
- 岡村忠生「外国子会社合算税制の意義と課題」日本租税研究協会第 68 回租税研究大会記録『税制の構造改革と国際課税への多面的取り組み』(2016 年)。
- 神山弘行「英国における CFC 税制改正の動向とその課題」中里実編『タックスヘイブン対策税制のフロンティア：理論と実務の架橋』（有斐閣、2013 年）。
- 木村弘之亮「日本国際税法からみれば、すべての外国会社は外国法人」税務弘報 68 巻 12 号 (2020 年)。
- 経済産業省委託調査報告書「平成 27 年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業(対内直接投資促進整備等調査(BEPS を踏まえた我が国の CFC 税制等の在り方に関する調査))」(2016 年)。
- 佐藤秀明「新しい組織体と税制」フィナンシャルレビュー65 巻 (2002 年)。
- 佐藤正勝「BEPS 最終報告書の勧告の義務履行—2019 年政府税制大綱に寄せて—」会計プロフェッション第 14 号 (2019 年)。
- 佐藤正勝「タックス・ヘイブン対策税制」日税研論集 33 号 (公益財団法人日本税務研究センター、1995 年)。
- 佐藤正勝「国際的租税回避行為等の類型及び対応策—米国のタックス・ヘイブン税制との比較を中心として—」税大論叢第 22 号 (1992 年)。

- 品川克己「外国子会社合算税制の見直し②」T&A master 681号（2017年）。
- 週刊T&A master 787号（新日本法規、2019年）。
- 杉野文俊「キャプティブとソルベンシーIIに関する一考察:—欧州キャプティブの多様性と方向性について—」損害保険研究 74巻4号（公益財団法人 損害保険事業総合研究所、2013年）。
- 税制調査会「昭和53年度の税制改正に関する答申」（1997年）。
- 辻美枝「国境を跨ぐ保険取引と米国の連邦消費税」木村弘之亮先生古希記念論文集編集委員会編『公法の理論と体系思考』（信山社、2017年）。
- 鍋谷彰男「外国子会社合算税制の今後の課題」租税研究 800号（2016年）。
- 鍋谷彰男「外国子会社合算税制の対象とすべき租税回避について」税務大学校論叢 83号（2015年）。
- 西野万理「企業の国際的租税回避と租税政策—タックス・ヘイブン対策税制と移転価格税制を中心として—」明大商学論叢第76巻第4号（1994年）。
- 原口太一・上田滋「第1章：行動3 CFC 税制の強化」21世紀政策研究所『グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方～BEPS プロジェクト討議文書の検討～』（2015年）。
- 長谷川洋「企業リスク転化の新たな手法」税務弘報 50巻7号（2002年）。
- 長谷部啓「外国事業体と国際課税を巡る問題—各国租税法上の法人概念の相違に起因する諸問題を中心として—」税務大学校論叢 59巻（2008年）。
- 萩谷忠「キャプティブ（再）保険取引に係る移転価格課税の検討」国際税務会 40巻9号（2020年）。
- 弘中聡浩「タックス・ヘイブン対策税制の現況と将来」中里実他編『現代租税法講義国際課税』（日本評論社、2017年）。
- 日吉淳「日本企業におけるリスクヘッジ戦略の新たな展開—レンタキャプティブの活用および資本市場における非常時の資金調達」Japan research review 8巻7号（1998年）。
- 前田祐治「キャプティブ市場の現状と将来」保険学雑誌 651号（2021年）。
- 前田祐治「リスクマネージャーによるキャプティブ ドミサイルの選択」ビジネス&アカウンティングレビュー18号（2016年）。
- 宮本英利「タックスヘイブン対策税制の導入」産業経理 38巻12号（1978年）。
- 森宮康「リスクファイナンスの動向（再考）—保護セル会社をめぐる最近の動き—」明治大学社会科学研究所紀要 41巻1号（2002年）。
- 柳澤宣明「キャプティブ保険会社の成立要因」立教ビジネスデザイン研究 16号（2019年）。
- 吉澤卓哉「日本の事業会社によるキャプティブ 保険会社の設立・利用を巡る法的論点」保険学雑誌 595号（2006年）。
- 吉澤卓也「保険制度におけるリスク分散」保険学雑誌 586号（2004年）。

- リスクファイナンス研究会「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンス普及に向けて～」(経済産業省、2006年)。

(洋文)

- A.W. Oguttu & C. Schulze, *The Role of Tax Havens in the Global Financial Crisis: A Critique of International Initiatives and Measures to Curb the Resultant Fiscal Challenges and the Example of South Africa*, 65 Bulletin for International Taxation. 6 (2011), Journal Articles & Papers IBFD.
- A.W. Oguttu, *Curbing tax avoidance - investments in offshore 'protected cell companies and cell trusts': the American and British approach - what is South Africa's view?*, SA Mercantile Law Journal Vol. 23, No. 1 (2011).
- Applby, *Guide to cell companies in guernsey* (2019).
- Australian Government Australian Taxation Office Interpretative Decision, *Income Tax A cell in a protected cell company formed in Guernsey and the controlled foreign company measured* (2008).
- Azzi John, *The role of CFC legislation in protecting Australia's domestic income tax base*, University of Sydney Faculty of Law (1997).
- CCH Editions, *Limited British Tax Reporter* (1991).
- H. Doc. 140, Message from the President Relative to Our Federal Tax System, (1961).
- Jason Chang, *Australia's Controlled Foreign Company Regime*, International Bureau of Fiscal Documentation (2003).
- Lee A Sheppard, *News Analysis: Offshore Incorporated Cells for Captive Insurance or Tax Evasion*, THE INSURANCE TAX REVIEW (2012).
- Lee Burns, *Rethinking the Design of Australia's CFC Rules in the Global Economy*, International Bureau of Fiscal Documentation (2005).
- N.C. Sharkey & E. Guglyuvatyy, *The New Russian Controlled Foreign Company Regime: Review and Comparison with the Australian Regime*, 70 Bulletin for International Taxation. 11 (2016), Journal Articles & Papers IBFD.
- National Treasury Republic South Africa, *Ongoing investigation Offshore captives and protected cell companies* (2010).
- National Treasury Republic South Africa, *The Draft Taxation Laws Amendment Bill* (2011).
- National Treasury Republic South Africa, *National Budget 2010 National Budget Review*, at192 (2010).
- OECD, *Comments received on Public Discussion draft: BEPS ACTION3: STRENGTHENING CFC RULES*, OECD/G20Base Erosion and Profit Shifting Project part1, OECD Publishing, Paris (2015).

- OECD, *Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action 3 - 2015 Final Report*, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris (2015).
- P. Smith, *New UK CFC Rules*, 53 *European Taxation*. 2/3 (2013), *Journal Articles & Papers IBFD*.
- P. Smith, *The Long Road to Corporate Tax Reform*, 52 *European Taxation*. 4 (2012), *Journal Articles & Papers IBFD*.
- S. Rep. No. 1881. 87th Cong, 2d Sess, reprinted in 1962-3 C.B. 707, at 786-787(1962).
- The Board of Inland Revenue, *Taxation of International Business: Consultation paper* (1982).
- The HM Treasury and HM Revenue & Customs, *Taxation of companies' foreign profits: discussion document* (2007).
- The National Foreign Trade Council, *International Policy for the 21st Century*, part 1, ch.2 .
- U.K.HM Treasury, *Consultation on Controlled Foreign Companies (CFC) reform* (2011).